

# 犬山市公共施設マネジメント基本計画

平成 27 年 3 月

犬山市企画財政部財政課

# 犬山市公共施設マネジメント基本計画 目次

第1章はじめに	1
1. 公共施設マネジメントの必要性	1
2. 「公共施設」の定義	1
3. 公共施設マネジメント計画の手順	2
4. 本基本計画の位置づけ	5
5. 公共施設マネジメントに対する取り組み	5
6. 先進自治体の公共施設マネジメント	6
第2章本市の現状	9
1. 人口と財務の状況	9
2. 財政面から見た将来予測	13
第3章本市の公共施設の現状と評価	17
1. 公共施設の現状	17
2. 保有施設のベンチマーキング	20
3. マネジメントに向けた施設別簡易評価について	22
4. 保有施設の再分類	23
5. 保有施設の簡易評価	26
6. 小学校区別に見た簡易評価	33
7. 現状と評価から見える課題	45
第4章本市における公共施設マネジメントの方向性	46
1. 公共施設マネジメントの基本となる考え方	46
2. 「品質」「供給」「財務」に対する考え方	46
3. 本市の公共施設マネジメント理念	48
4. 行政サービスを見直す3つの視点	48
5. 2つのマネジメント戦略	48
6. 入口戦略の内容	49
7. 出口戦略の内容	50
8. 施設毎に見たマネジメント	52
9. 公共施設マネジメント～まちづくりへ～	55
第5章参考資料	57
1. 施設リスト(評価一覧)	57
2. 公共施設等総合管理計画用チェックリスト	60

# 第 1 章 はじめに

## 1. 公共施設マネジメントの必要性

我が国では、1960年代の高度経済成長期において、急激な人口増加や社会環境の変化が起きました。こうした時代の流れや市民ニーズの多様化などに応える形で、全国の自治体が教育文化施設やコミュニティ施設などをはじめ、多くの公共施設の整備を積極的に進めてきました。

この時期に整備された施設は建設後すでに相当の年数が経過しており、建替えの一つの目安とされる築後 30 年を経過した公共施設も多く存在し、大規模な改修・修繕が必要となる時期が到来しつつあります。また、時代の変化とともに、人々の生活スタイルも様変わりし、一部の施設では建設当時の想定や目的とは異なった利用がされているものも見受けられるようになってきました。

このような状況を受け、国は本格的かつ持続可能な公共施設マネジメントに取り組むべく、平成 25 年 11 月 29 日付けで国土交通省から「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）が示され、また、それに伴う自治体の行動計画として、平成 26 年 4 月 22 日には総務省から「公共施設等総合管理計画の策定要請」が各都道府県知事と各指定都市市長に通達されています。本市においても、市民の財産である公共施設を有効活用するとともに、今後の財政状況や社会状況を見据えた行政サービスの拠点として早急な再構築が求められています。

こうした社会経済情勢の背景や課題を整理した上で、本市が市民の皆様と共に持続可能な自治体運営を続けていくため、公共施設マネジメントに関する基本方針を「犬山市公共施設マネジメント基本計画（以下「本基本計画」という）」としてまとめることとしました。これにより次世代に向けて安全で安心な公共施設をマネジメントしていくための基本方針を共有することとします。

本基本計画の策定により、本市が保有する公共施設の実態を把握するとともに、犬山市全体として調和のとれた持続可能なまちづくりに必要な公共施設と、その役割を再確認することが可能になります。

## 2. 「公共施設」の定義

本基本計画では、用語の範囲を明確にするため、特に様々な使い方がされている次の用語を定義します。

### ( 1 ) 公共施設

一般的に公共施設とは、直接に市民の利用に供する施設と定義されます。しかし、本基本計画における「公共施設」とは、道路や橋梁などの土木インフラは対象とせず、本市が保有する建築物を対象とします(図 1-1)。従って、1 つの敷地内にある建築物もしくは建築物群を「施設」、本市が保有する施設を「公共施設」と定義します。なお、国土交通省では、本基本計画で定義した「施設」に土木インフラも含め、「インフラ」もしくは「施設等」と呼んでいます。なお、借り上げて公用または公共用に供する建築物については、分析の対象とはしていませんが、マネジメントについては検討しています。

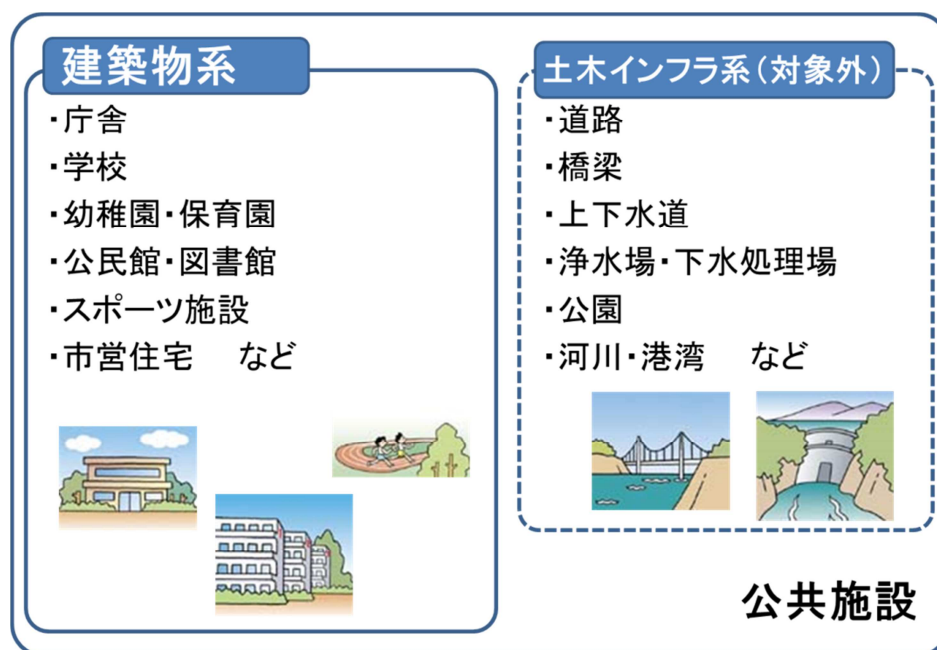


図 1-1 「公共施設」の範囲

## ( 2 ) マネジメント

本基本計画では、施設の増改築や建て替えだけでなく、行政サービスや財政的な視点から中長期的な管理・運用手法の基本方針を検討するため、施設全体の円滑かつ持続的な管理・運用を実現する一連の行動を「マネジメント」と定義します。なお、国土交通省は本基本計画で定義した「マネジメント」を「総合管理」と呼んでいます。

一方、現在本市では、本基本計画と並行して庁内に土木インフラを対象としたプロジェクト(土木系インフラ資産最適化研究会)を設置し、マネジメント手法の検討を進めています。

## 3. 公共施設マネジメント計画の手順

本市が置かれた状況を的確に把握し、将来へ向けた中長期的な計画作成と戦略的な公共施設マネジメントを推進する具体的な手順を図 1-2 に示します。

この手順では、公共施設マネジメントの進捗状況により目的を 5 段階 (PHASE) に区分し、それぞれの段階で行うべき作業内容を示しています。なお、各段階は順を追って実行することで、計画的かつ効率的な作業と実施が可能になります。

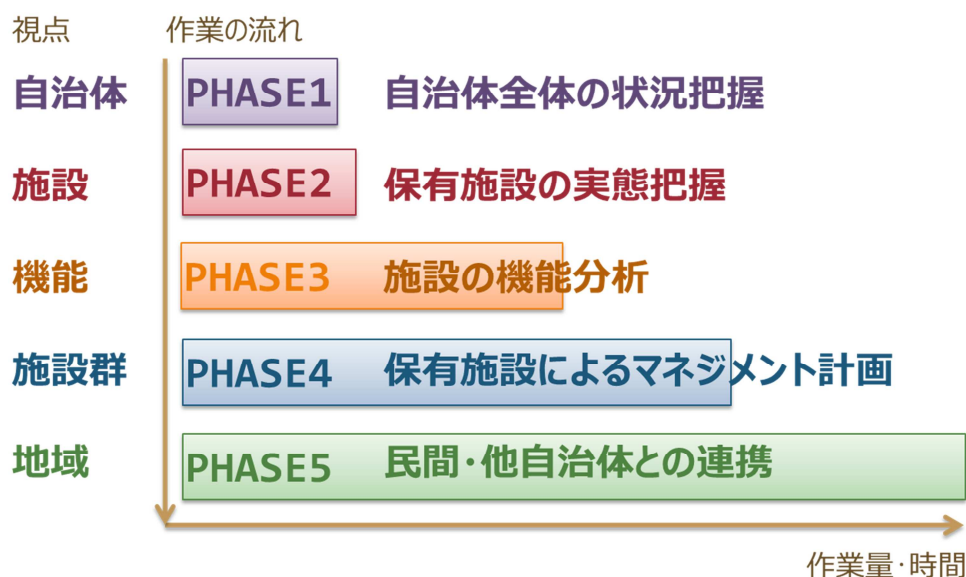


図 1-2 公共施設マネジメントの手順

### ( 1 ) 自治体全体の状況把握 ( PHASE1 )

この最初の段階では、自治体全体の公共施設マネジメントの基本方針を確認し、その有用性を裏付ける基本情報の整理を行うことが作業目的となります。

作業内容としては、自治体全体の公共施設の「供給」量や配置などに加え、広く一般に公開されている人口や財務諸表などの情報を基に、公共施設マネジメント全体の方向性を確認することが中心となります。また、公開情報を用いることで短期間かつ他自治体と比較も可能になるため、これまでの公共施設マネジメントの実施状況を客観的に把握することが可能となります。

なお、立地や環境が異なる他自治体との比較において、差異が生じることが想定されるため、複数の角度から比較検討し問題解決に繋がる要因を明確にすることが重要となります。

### ( 2 ) 保有施設の実態把握 ( PHASE2 )

この段階では、個々の公共施設の実態を把握し、早急な対応が必要だと考えられる公共施設の抽出を行うことが作業目的となります。

作業内容としては、各部署が管理している施設情報を一元化し整理・分析を行うことで、全公共施設の実態を把握することが中心となります。また公共施設マネジメントの現状や基本的な方向性を関係者全員に理解していただくため、整理・分析した結果を白書や報告書などに取りまとめて広く一般に公開することが求められます。

この段階で詳細な情報収集や点検・診断を全公共施設で行うと膨大な手間や費用が必要となるため、具体的な改善作業まで到達しない可能性が高くなります。そこで PHASE2 では、簡易的な評価を用いて改修や更新(建て替え)が必要な公共施設の抽出に留める割り切りが必要です。また PHASE2 で抽出された公共施設は直ぐに現場でその問題箇所を確認し、今後の具体的な対応を検討することが必要となります。

### ( 3 ) 施設の機能分析 ( PHASE3 )

この段階では、PHASE2 で抽出された公共施設だけでなく、その周辺にある公共施設についても機能や状態を建物ごとに詳細に分析し、対象地域内にある行政サービス全体のバランスを配慮しながら具体的な公共施設マネジメントを検討することが作業目的となります。

作業内容としては、用途や状態に関わらず対象地域にある公共施設の機能を洗い出すことです。また、アンケート・ヒアリング調査も含め詳細な情報を収集・分析することで、対象地域の行政サービス向上を可能にする具体的なマネジメント計画に繋がります。

なお、従来は単体施設でのマネジメントが一般的であったため、施設規模を拡大することで次々と求められる行政サービスに対応していた事例が多く見られました。しかし、行政サービスを提供するために必要な施設機能を明確にし、その機能の提供方法を軸に検討すれば、必ずしも公共施設が必要でない場合も多いと考えられます。また、有効活用されない公共施設の統廃合や用途変更などを進めるためにも、公共施設に求められる施設機能の見直しは重要な作業となります。

### ( 4 ) 保有施設によるマネジメント計画 ( PHASE4 )

この段階では、PHASE3 の作業をもう一段階進め、対象地域に本市が保有している公共施設を有効活用し、地域全体の行政サービスの向上を実現する具体的なマネジメント計画に落とし込むことが作業目的となります。

作業内容としては、中長期的な視点から対象地域に本当に必要な施設量(延床面積)を検証し、その具体的な対策・手順を検討することです。また、複数のマネジメント案を市民・議会などに示し、その中から最終的な公共施設マネジメントの方向性を決定する手法が望ましいと考えられます。

従来の公共施設マネジメントでは、施設単体でマネジメントを進めてきたため、求められる行政サービスを提供しようと施設規模は大きくなる傾向が見られました。しかし、公共施設自体の用途や状態を制限せずに対象地域全体で行政サービスの総量や配置を検討することができれば、統廃合や用途変更など保有施設の活用範囲が広がるため、結果的に施設量(延床面積)を縮減する有効な作業となります。

#### ( 5 ) 民間・他自治体との連携 ( PHASE5 )

この最後の段階では、施設マネジメントの最終段階として PHASE4 の対象範囲をもう一段階広げ、対象施設の近隣にある民間企業や本市の近接自治体も含め地域全体で行政サービスの充実を図ることが作業目的となります。

作業内容としては、地域全体での調整、特に近隣自治体との合意形成が不可欠です。多くの関係者との調整になるため作業は複雑かつ困難ですが、最も効果的な公共施設マネジメント案になる可能性が高いと考えられます。

この段階までのマネジメント計画を策定するためには、多くの時間と手間そして経験が必要になります。また、この PHASE5 が実現している自治体は全国的にもほとんど見当たりません。しかし、本市を始め全国の自治体において将来的に人口減少や財政悪化が避けられないことから、既存の行政サービスの枠にとらわれない地域全体での公共施設マネジメントを進めることが不可欠だと考えられます。

### 4. 本基本計画の位置づけ

本基本計画は、平成 23 年 3 月に策定した第 5 次犬山市総合計画(平成 23 年度～平成 34 年度)を基本に、「公共施設等総合管理計画」(平成 26 年 1 月 24 日付け総務省自治財政局財務調査課事務連絡)も考慮した具体的な施設マネジメントの方向性を示すことで、財務負担の削減と行政サービスの質の向上を目指す自治体運営の指針として位置づけます。

ただし、社会経済情勢のさらなる変化や、本基本計画の実施段階に移行する過程で、適宜必要に応じて見直していくものとします。

本基本計画は、公共施設マネジメントの具体的なアクションプランを策定するための準備であり、基礎資料となります。つまり本基本計画は公共施設マネジメント計画全体の前半部分である PHASE1 から PHASE3 をとりまとめた成果物であり、今後速やかに具体的なマネジメント計画を検討・実施する段階(PHASE4 以降)に進む必要があります。

### 5. 公共施設マネジメントに対する取り組み

本市では行財政改革の一環として、既存の公共施設の最適なコスト管理と施設有効活用(資産の最適化)を図るとともに、社会情勢の変化や厳しい財政状況の中で、次世代への負担を軽減するため、平成 23 年度より「公共施設のあり方」「電気・機械設備の契約・保守の適正化」の 2 つを柱として検討を進めてきました。

平成 23 年度には、これまで建築技術者が配置されていない各施設管理課において発注していた新築・改修工事について、建築技術者が配置されている都市計画建築課が発注

前に積算や工事内容について確認をする体制を整えるとともに、「建物の維持管理マニュアル」を作成しました。また、施設管理者に対して研修会を行うことによって、公共施設の保全に関する理解を深めました。なお、本市は電気・機械設備技術者を正規職員として雇用していないため、公共施設に付随する電気・機械設備のトラブルや契約電力等のマネジメントに苦慮することが多いことから、電気主任技術者を嘱託職員として雇用することにより、契約電力の見直しなど、各施設の電気・機械設備契約の改善を行うことによって光熱水費の削減に努めました。

平成 24 年度には、各公共施設のデータ収集および現地での劣化状況調査を行い、今後 65 年間に必要な施設の更新・改修に必要な費用のシミュレーションを行いました。(第 2 章に結果を掲載)

平成 25 年度には、本基本計画を策定する事前準備として、当市における公共施設の適正な保有量を把握するため、愛知県内において本市と人口および人口密度が同程度の 13 市町村に「公共施設の保有量調査アンケート」を行いました。(第 3 章に結果を掲載)

また、市内の無作為に抽出した 1,000 世帯を対象に「公共施設のあり方に関するアンケート」を実施し、施設の利用状況、統廃合に対する考え、使用料・受益者負担の見直し等について市民の意向を調査しました。(第 2 章に結果を掲載)

一方、行政内部においても公共施設のあり方を検討する作業部会を設置し、公共施設で現在行っている行政サービスの洗い出しを行い、今後真に必要となる行政サービスを建物と分離した形で検討しました。

また、設備管理委託業務の見直しとして、国際観光センター、市民健康館、文化会館、福祉会館といった規模の大きな施設を対象に、施設ごとに委託契約を行っている施設管理運営業務について設備管理と運営管理を分離し、電気設備や清掃等の設備管理部分については複数施設を一括して委託することにより、設備管理に係る経費の削減、各施設でばらつきのあった点検業務水準の均一化・適正化、職員の契約事務量の削減を図りました。(現在も継続中)

以上、本基本計画の策定にあたっては、これまでの「公共施設のあり方」検討の取組で得た成果を活用するとともに、「電気機械設備の契約・保守の適正化」については、さらなる検討を進めていきます。

## 6. 先進自治体の公共施設マネジメント

本基本計画を策定する際に参考にした公共施設マネジメントの事例の中から、特に先進自治体として特徴的な 3 自治体の取り組みとその実施状況の概要を示します。



### ( 1 ) 静岡県浜松市

平成 25 年度には施設量(延床面積)約 261 万 m<sup>2</sup>、施設の改修や更新にかかる費用が約 260 億円/年の規模にある浜松市ですが、昭和 50 年から 60 年代に建設された施設が多いこと、さらに平成 17 年に 12 市町村が合併し重複している施設が多く存在することから、早急な費用縮減が求められていました。

そのため平成 20 年度には「浜松市資産経営推進方針」の策定による着実かつスピード感を意識した財産改革取り組みへの布石を打ち、その中で第 1 期施設評価期間として 5 年の期限を設けて作業を実施しています。また、平成 21 年度からは具体的な作業として、全施設を 2 期に分けて施設評価を行っています。また、評価結果を基に所管部署にヒアリング・協議を行い施設評価(案)として公表しています。その後、地域や利用者へのアンケートによる意見収集を受け、総合評価の最終決定についても公開しています。

平成 23 年度には「公共施設再整備計画個別計画」を策定し、平成 24 年度からは保有施設の用途廃止や解体が始まっています。また、同じく平成 23 年度から、施設の長寿命化事業のための予算の一元化も実現しています。

### ( 2 ) 青森県

平成 24 年度には 3,800 棟、施設量(延床面積)約 213 万 m<sup>2</sup>を抱える青森県は、苦しい財政状況が今後も継続すると考えられるにも関わらず、平成 25 年度には築後 30 年を経過する施設が全体の半数を超えることから、施設の管理体制の迅速な改善が不可欠でした。

そのため平成 19 年度には「青森県県有施設利活用方針」を定め、その中で将来的な利用が見込めない施設は積極的な売却などによる総量縮小の推進、利用状況の検証と施設間の利用調整を図り所管部局を超えた共同利用や転用などの推進、将来にわたり長く利用する施設については適切な保全措置を講じ長寿命化の推進という方針を明示しました。

全国的に見ても青森県の公共施設マネジメントに対する取り組みは早く、平成 16 年度に県有施設の維持管理業務の実態調査を実施し、その結果を基に清掃業務などの仕様・積算基準の標準化などによる経費削減を実現しています。また、平成 19 年度には「県有不動産利活用推進会議」を設置し、全庁的な情報共有や出先機関の集約・複合化による利活用・共同利用の調整、平成 19～21 年度に第 1 期、平成 24～25 年度に第 2 期の施設アセスメント(評価)の実施などによる公共施設マネジメントを進めています。

### ( 3 ) 千葉県流山市

平成 25 年度には 195 施設 586 棟、施設量(延床面積)28 万 m<sup>2</sup>を抱える流山市ですが、人口当たりの施設量(延床面積)が 1.67m<sup>2</sup>/人と全国的に見ても少ないこと、また平成 17 年のつくばエクスプレスの開通などにより人口も増加しているなど、財政的な面から見れば他

自治体に比べて余裕があることから、「できるところから直近の財務・品質・供給の質を向上する」ことを方針としています。

総務部内に設置されたファシリティマネジメント推進室が主導で計画を作成し、平成 23 年に設立された「FM 戦略会議(市長を始め 8 名で構成)」で実施可否を判断した後、柔軟に制定・改廃される各種部会などが速やかに実施する体制となっています。また「FM 戦略会議」の開催が困難な場合や簡易な案件は、関係者の決済により意志決定される柔軟性にも配慮したプロセスを構築することで、企画立案から最短 1 ヶ月程度で民間事業者への募集開始が可能になっています。

また、新築を含む向こう 20 年の改修・改築費の目安を示す公共施設保全計画を基礎データに、目の前に広がる無数の課題の中から「今できること」「喫緊に対応が必要なもの」を抽出し、「2 つの PPP(官民連携/自治体間連携)」による課題対応を行っています。なお、流山市の特徴として、デザインビルド(設計と施工をまとめて発注する手法)やバルク型(業者が利益を確保しやすい物件と難しい物件を合わせて発注する手法)などの一括発注やプロポーザル方式の募集方法を多用し、民間のノウハウを最大限に利用できる発注方式を採用しています。

## 第2章 本市の現状

### 1. 人口と財務の状況

#### (1) 人口の推移

本市の人口は図 2-1 が示すように、昭和 39 年度から平成 21 年度まで増加を続けてきました。人口増加率を見ると、昭和 50 年代後半からは、次第にその増加も鈍化し微増と言える状況になってきました。そして、人口は平成 21 年度をピークに減少傾向に転じています。また、15 歳から 65 歳未満の生産年齢人口の割合については、平成 8 年度をピークに減少傾向が見られます。さらに、14 歳以下の年少人口については昭和 56 年度をピークに減少傾向が続いています。一方で、高齢化率(65 歳以上の高齢者が総人口に占める割合)については増加傾向をたどり、平成 25 年度末には 26%を超えています。

人口構成の変化は、将来負担の変化に影響することはもちろん、サービスの需要の変化ももたらします。例えば年少人口が減少すると、小中学校などの教育施設には余剰が生じる一方、老年人口の増加により余暇時間を活用する施設の需要は高まるなど、状況に応じてマネジメントを進めていく必要があります。しかし、公共施設を簡単に増減させることは難しいため、中長期的な視点から考える必要があります。

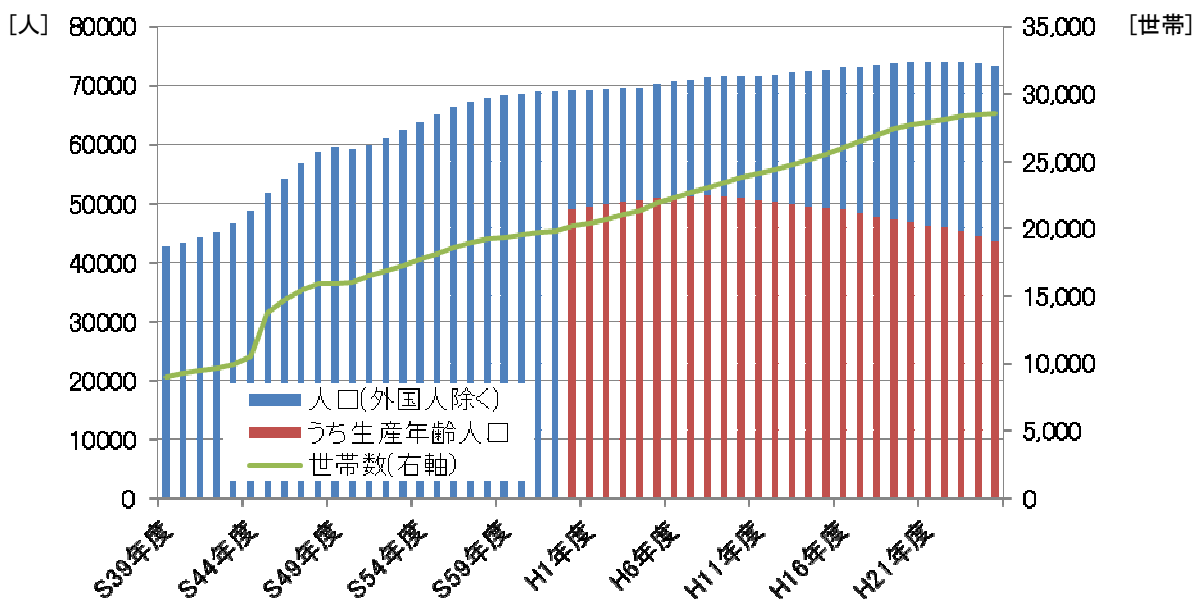


図 2-1 犬山市の人口と世帯数の推移(生産年齢人口は S63 年度以降)

#### (2) 財務状況

本市の過去 25 年間の歳入・歳出の決算値を、図 2-2 に示します。財政規模は拡大傾向にありますが、人口減少による歳入縮減の影響を考慮すると今後もこの傾向が継続するとは考えにくく、財政は現状よりも厳しい状況に向かうと考えられます。

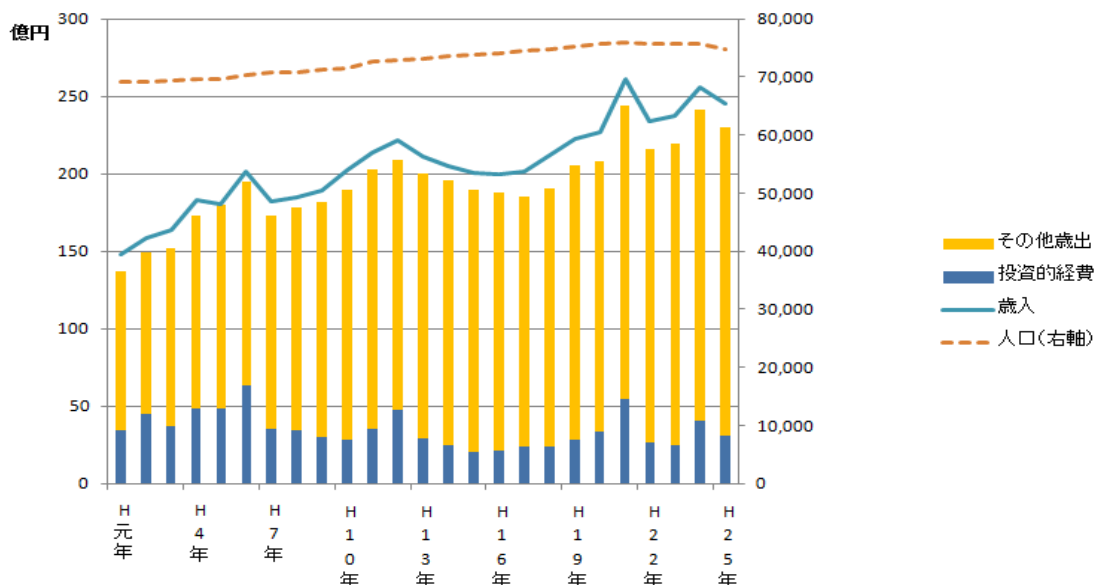


図 2-2 犬山市の歳入・歳出と投資的支出の推移

なお、経常収支比率(財政構造の弾力性を測定する指標:経常経費充当一般財源/経常一般財源総額)は、91.4%で、前年度より 2.9 ポイント低下しています。地方債残高については、平成 25 年度末(公共下水道会計等含む)で 29,875 百万円となっており、実質公債費比率は、5.3%となっています。

地方債残高については、その水準を見る事に加えて、毎年の自治体経営に必要とされる資金の中で、どれくらいを借金返済に充てなければならないかを見ることが重要です。

実質公債費比率は、毎年の借入金返済額の標準財政規模に対する比率です。本市の場合、平成 23 年度 4.8%、平成 24 年度 5.0%、平成 25 年度 5.3%と、年々悪化の傾向を辿っています。この指標は、主に資金繰りの危険度を示すものであるため、本市の起債残高を考えると、今後もこの傾向は変わらず、予断を許さない状況となっています。

また、本市における平成 25 年度の住民 1 人当たりの貸借対照表(バランスシート)とコストを図 2-3 に示します。平成 25 年度の時点で住民 1 人当たりの負債は約 47 万円と、資産の 1/4 以上を占めています。また、移転支出は今後の高齢化などに伴い増加すると考えられるため、施設マネジメントに回せるコストは相対的に低くなると考えられます。

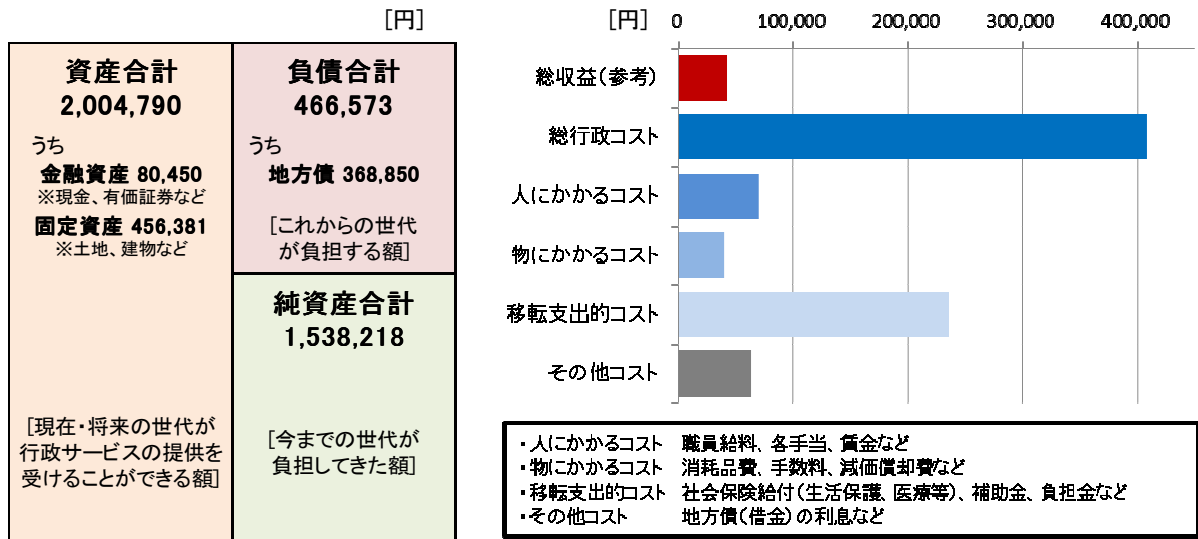


図 2-3 平成 25 年度住民一人当たりの財政概要※単体ベース(左:バランスシート、右:コスト)

さらに市の財政力は、財政力指数(地方公共団体の財政力を示す指標:基準財政収入額/基準財政需要額)に依ると、0.91(2014 年度)です。これは、名古屋市含む県内の 38 市の中で 28 位と、県内平均の 0.95 を下回る水準です。また、人口一人当たりの交付税支給額をみると、財政力指数が 0.95 を下回る県下団体の中でも、低い交付額となっていることから、自前で財源を賄わざるを得ない厳しい状況にあります。

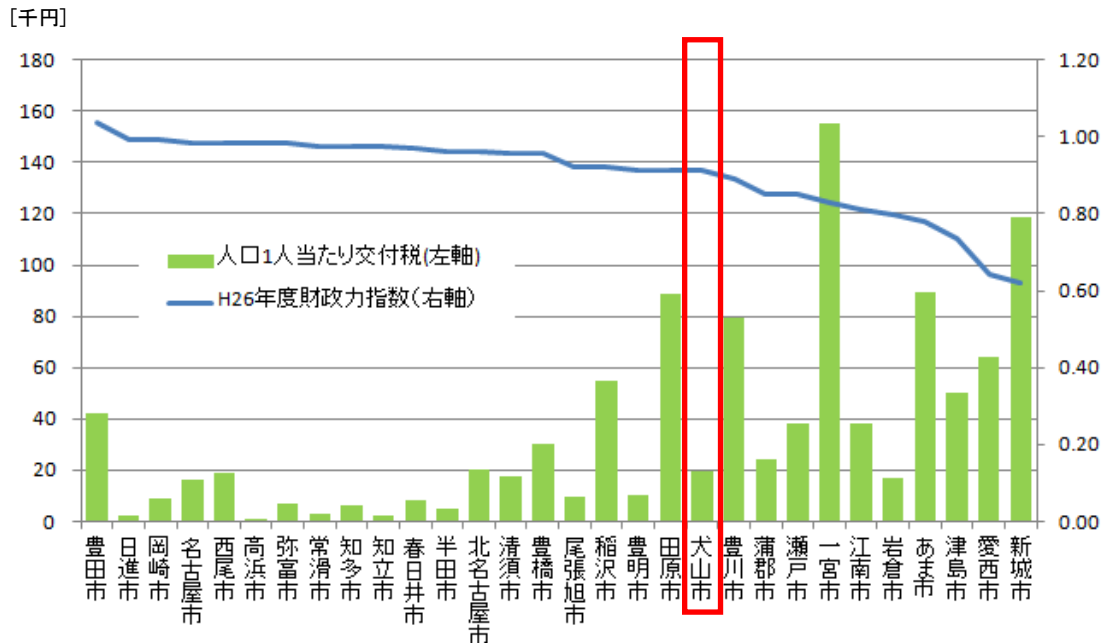


図 2-4 交付税額と財政力指数(2014 年度)

(引用)「総務部 市町村課 市町村課事務概要 市町村行財政指標」から作成  
<http://www.pref.aichi.jp/shichoson/>



## 2. 財政面から見た将来予測

### (1) 将来人口推移予測

本市の総人口は、図 2-6 に示すように平成 26 年度現在の人口から 15 年後の平成 41 年度までに約 11%減少すると予測されています。なお、15 歳から 65 歳未満の生産年齢人口は 15 年間で約 12%減少と、人口構成はあまり変化は見られないという推移予測もあります。

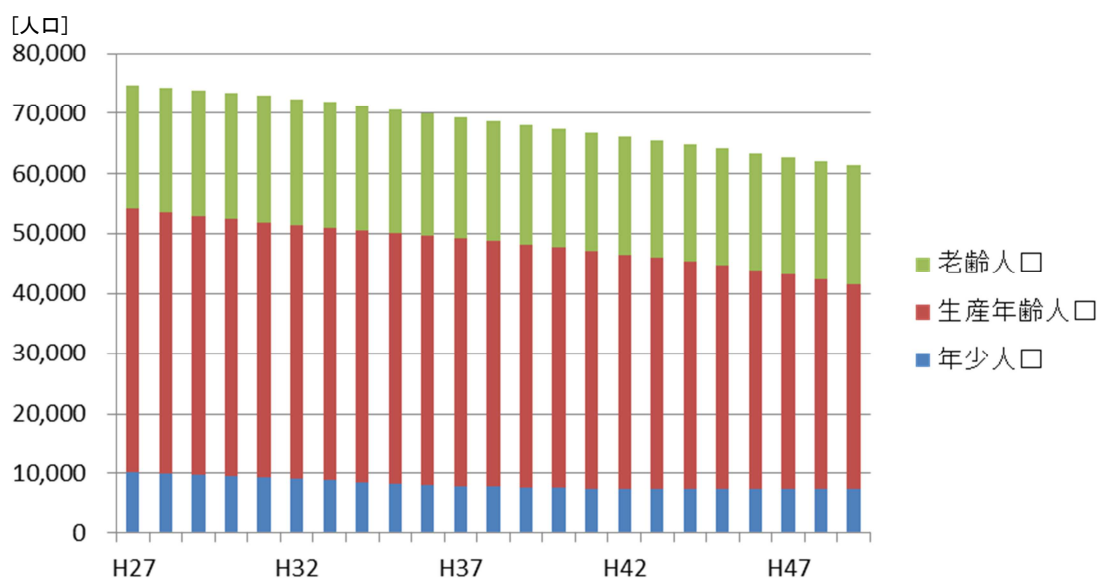


図 2-6 本市の人口の推移予測

H21～H25 住民基本台帳・外国人登録台帳、H26～H49 人口推計 コーホート変化率法で本市算出  
(平成 27 年 3 月「犬山市子ども・子育て支援事業計画」より)

この結果から、本市が保有している全ての公共施設を更新すると仮定すると、将来的には余剰空間が増加すると考えられます。

### (2) 財務から見た施設マネジメントの状況

本市の現在の施設マネジメントの状況を他自治体と客観的に比較するため、平成 24 年度の財務諸表を基に、「回収度」「健全度」「更新可能度」「準備度」という 4 つの指標を算定しました。

本評価指標は、総務省から提示されている会計基準の一つである新地方公会計制度の「基準モデル(単体ベース)」を用いて算定します。これは今後「基準モデル」が全国の自治体で導入されること、統一的な書式であるため指標として活用しやすいこと、年度毎に情報が更新されることなどから、自治体間での比較分析による客観的な状況把握が可能だと考えられるからです。

なお、本評価で用いる 4 指標と算定式の内容を表 2-1 に示します。また、比較対象自治体は愛知県内で「基準モデル」を採用している本市を含めた 18 自治体とし、表 2-2 に示します。

表 2-1 財務諸表を用いた評価指標とその算定式

指標名	評価内容	算定式(基準モデル)
回収度	<p>●行政サービスを提供するにあたり、支払われた対価のうち、建物の使用料に相当する割合</p> <p>高い:受益者負担が多く、建物の使用に見合う費用が賄われている</p> <p>低い:受益者負担が少なく、建物の使用に見合う費用が賄われていない</p>	$1 - ((\text{減価償却費} + \text{直接資本減耗}) / ((\text{租税収入} + \text{補助金等移転収入}) + \text{経常業務収益}))$
健全度	<p>●建築資産の耐用年数の経過を把握するもの</p> <p>高い:老朽化の進行度が低い</p> <p>低い:老朽化の進行度が高い</p>	$((\text{事業用資産} - \text{土地}) + (\text{インフラ資産} - \text{公共用財産用地})) / ((\text{事業用資産} - \text{土地}) + (\text{インフラ資産} - \text{公共用財産用地}) + \text{減価償却累計額})$
更新可能性	<p>●1年間の経常的収支額を減価償却累計額の解消に全て充当したと仮定した場合、必要となる年数</p> <p>高い:解消年数が短く、建て替えを行いやすい、または負担が少ない</p> <p>低い:解消年数が長い、建て替えを行えない、またはより多くの負担が見込まれる</p>	$\text{経常的収支} / \text{減価償却累計額}$
準備度	<p>●建築資産に対する更新費用の準備状況</p> <p>高い:将来の施設更新費用に対する、内部留保が進んでいる</p> <p>低い:将来の施設更新費用に対する、内部留保が進んでいない</p>	$(\text{基金} + \text{積立金} + \text{資金}) / \text{減価償却累計額}$

表 2-2 財務評価の比較自治体

比較名称	比較対象となる自治体
18自治体	豊田市(中核市)、一宮市(特例市)、安城市、小牧市、刈谷市、半田市、知多市、蒲郡市、知立市、田原市、新城市、弥富市、[犬山市] 武豊町、幸田町、蟹江町、豊山町、設楽町
近隣・同規模自治体	一宮市、小牧市、知立市、豊山町、[犬山市]

その結果、図2-7で示すように本市は愛知県内18自治体の中でも、近隣自治体の中でも「更新可能性」「準備度」の2指標で他自治体を大きく下回っていることが判明しました。

「更新可能性」は財政的な余裕を示す指標であり、本市は、通常の前算の範囲で改修・更新に当てられる費用に余裕がない状況であることがわかります。また「準備度」は、改修・更新に当てられる費用の準備状況を示す指標であり、本市は、通常の前算では対応できない大規模な工事の実施が他自治体に比べて難しい状況にあると考えられます。そのため本市の施設保有状況を財政的な面から見ても、計画的な施設マネジメントを実施し、新規の建設だけでなく大規模な改修や更新などをできる限り抑えることが、他自治体よりも求められています。



一方、利用者側の市民の意識については、平成 25 年度に「公共施設のあり方に関するアンケート」調査を実施しました。その結果、回答した市民の多くが、厳しい財政状況や社会情勢の変化の中では、施設の統廃合、使用料などの受益者負担の見直しについて、やむを得ないとしており、公共施設のマネジメントの必要性については一定の理解が得られる状況にあると判断しています。

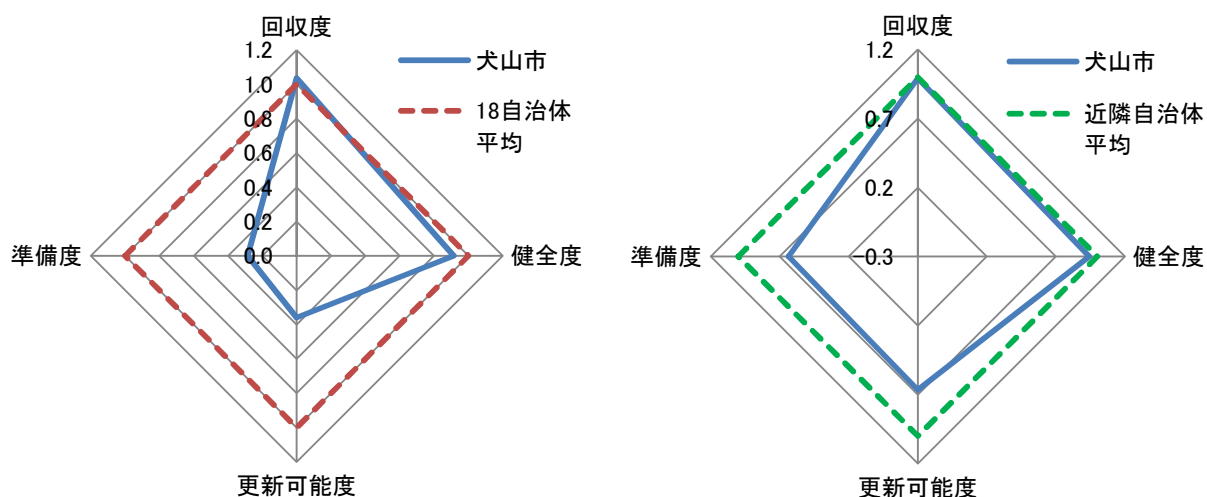


図 2-7 犬山市と他自治体との比較(左:18自治体、右:近隣自治体)

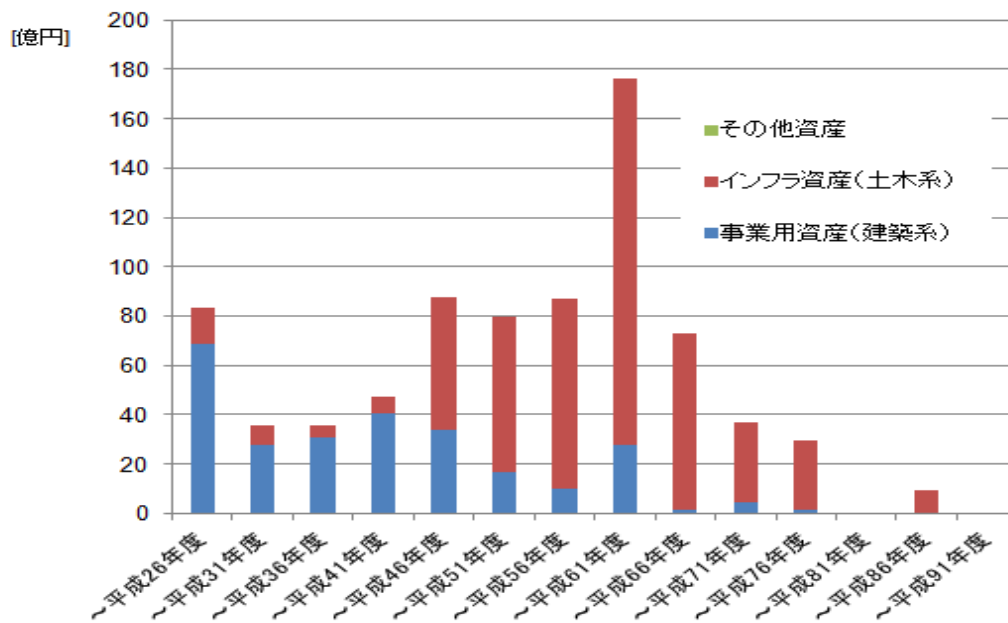
### ( 3 ) 財務から見た将来負担の予測

さらに「基準モデル」による財務諸表の作成時に基礎データとして利用される「固定資産台帳」から算出した「資産の更新必要額」を図 2-8 に示します。この分析では、今後 65 年間(平成 27 年度から)に 5 年刻みの時間軸で、台帳上その 5 年間に資産(公共施設だけでなくインフラ資産なども含む)の償却年数が満了し、簿価(財務会計で用いる帳簿上の価額＝金額)がゼロになった資産について「当初幾らで購入したか」という取得価額を全て集計しています。

例えば、平成 27～平成 31 年度の 5 年の間に約 36 億円の資産が帳簿上ゼロになったことを示しています。この 5 年間だけでも平均で約 7 億円強の資産が会計上の償却年限を終えることとなります。もちろん台帳上の価額がゼロになったという事であり、それは公共資産の物理的な寿命が尽きたという事を示すものではありません。しかし、相応の減価償却期間をもって償却を続けた結果、帳簿価額がゼロになったことを示していることから、それらの資産については相当程度の老朽化が進んでいると捉えることができます。

なお、更新に掛かる費用の規模は、道路・橋梁などの土木インフラが大きな比重を占めています。すなわち、公共施設だけではなく、道路・橋梁などの土木インフラを含む資産全体の更新必要額が、中長期の自治体財政に対する制約条件として重くのしかかってくることを

示しています。特に平成 57～平成 61 年度の 5 年間には約 150 億円の土木インフラが償却年限を迎えると考えられます。従って、建築物を対象としたマネジメントとしては、さらなる負担削減も考えなければならないともいえます。



以上の結果を踏まえると、今後は高度経済成長期の様な右肩上がりの経済成長は想定できないため、本市では、公共施設の全てを適宜更新することは不可能な状況にあり、施設量(延床面積)の縮減を前提に施設マネジメントに取り組むことが求められています。

### 第3章 本市の公共施設の現状と評価

#### 1. 公共施設の現状

本市が保有する公共施設は、全 117 施設、総施設量(延床面積)約 17.8 万 m<sup>2</sup>です。これらの公共施設を総務省のサイトで公開している「公共施設状況調経年比較表」の分類に合わせて、「庁舎」「消防等」「小学校」「中学校」「公営住宅」「公園」「福利厚生他」「普通財産」の8つに分類し、各分類の施設量(延床面積)を集計しました。

その結果、表 3-1 や図 3-1 で示すように、施設数で見ると「福利厚生他」施設が多く、また施設量(延床面積)で見ると「福利厚生他」施設に加え「小・中学校」が多いことが分かります。

表 3-1 公共施設の分類

分類	公共施設例	施設数	施設量 (延床面積) (m <sup>2</sup> )
庁舎	本庁舎、出張所	8	11,405
消防等	消防署、防災倉庫	8	2,956
小学校	小学校	10	56,098
中学校	中学校	4	32,835
公営住宅	市営住宅(団地数)	9	2,375
公園	公園内施設	1	312
福利厚生他	文化センター、図書館、公民館	77	72,264
普通財産	未利用施設など	0	0
総計		117	178,245

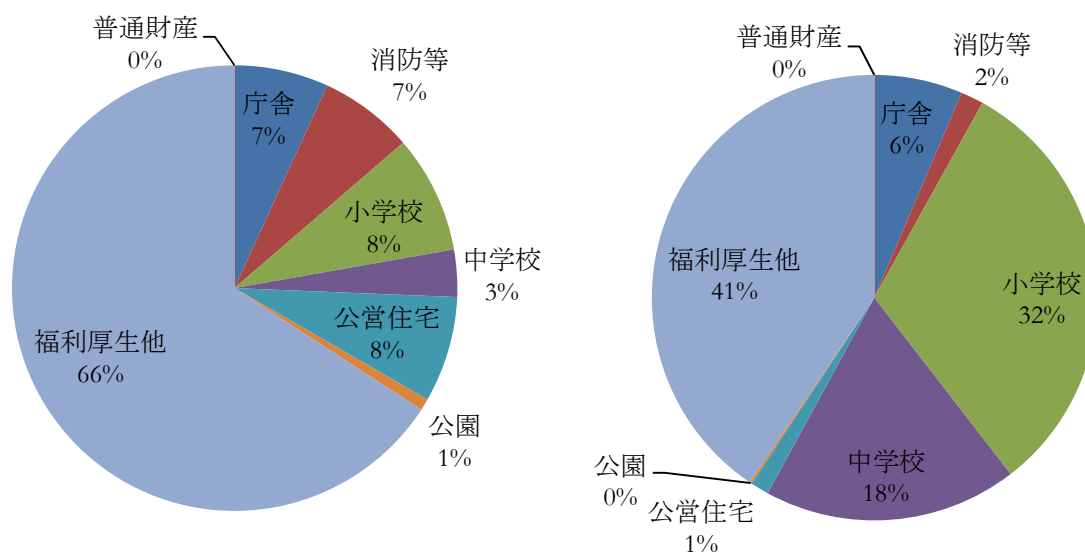


図 3-1 用途別に見た施設の割合(左:施設数、右:施設量(延床面積))

また、図 3-2 は本市が保有する公共施設(評価対象外除く)の建設年別に施設量(延床面積)を積み上げたものです。近年建設された施設の施設量(延床面積)は全体的に抑えられている傾向が見られるものの、一方で新耐震(現在求められる耐震性能をほぼ満たしている基準)ではない、1981 年以前に建設された旧耐震の公共施設が 7 割程度を占めています。特に本市の特徴として、1960 年～1964 年に建設された小学校・中学校が全体に占める割合が高いことが挙げられます。

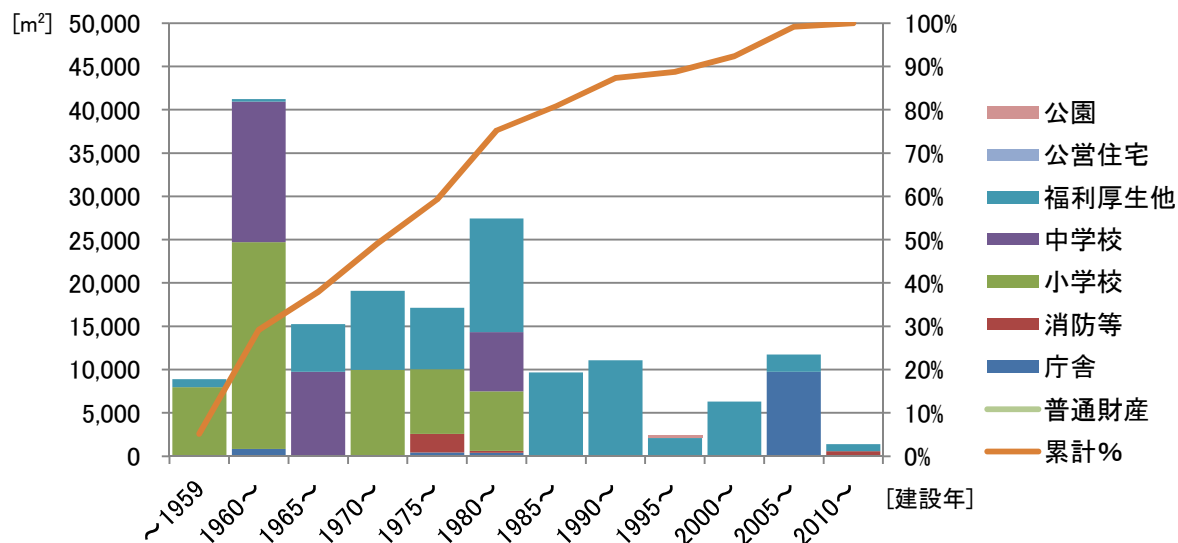


図 3-2 公共施設の建設年用途の関係

一般的に施設は建築後 30 年を経過すると大規模改修などが必要となる場合が多く、今後更新を始め多くのマネジメント費用が必要になることが明らかです。

なお、その他本市の特徴としては、里山が広がる東部地域には公共施設が少なく、主に西部地域を南北に通る県道 27 号線(主要地方道 春日井各務原線)の周囲に配置している公共施設が多い傾向が見られます。その中でも本市の北西部に位置する名鉄犬山駅を中心としたエリアに集中している傾向が見られますが、公共施設ばかりでなく、国宝犬山城を始め観光資源が多いエリアでもあります。

本市全域の公共施設の配置状況を図 3-3 に示します。

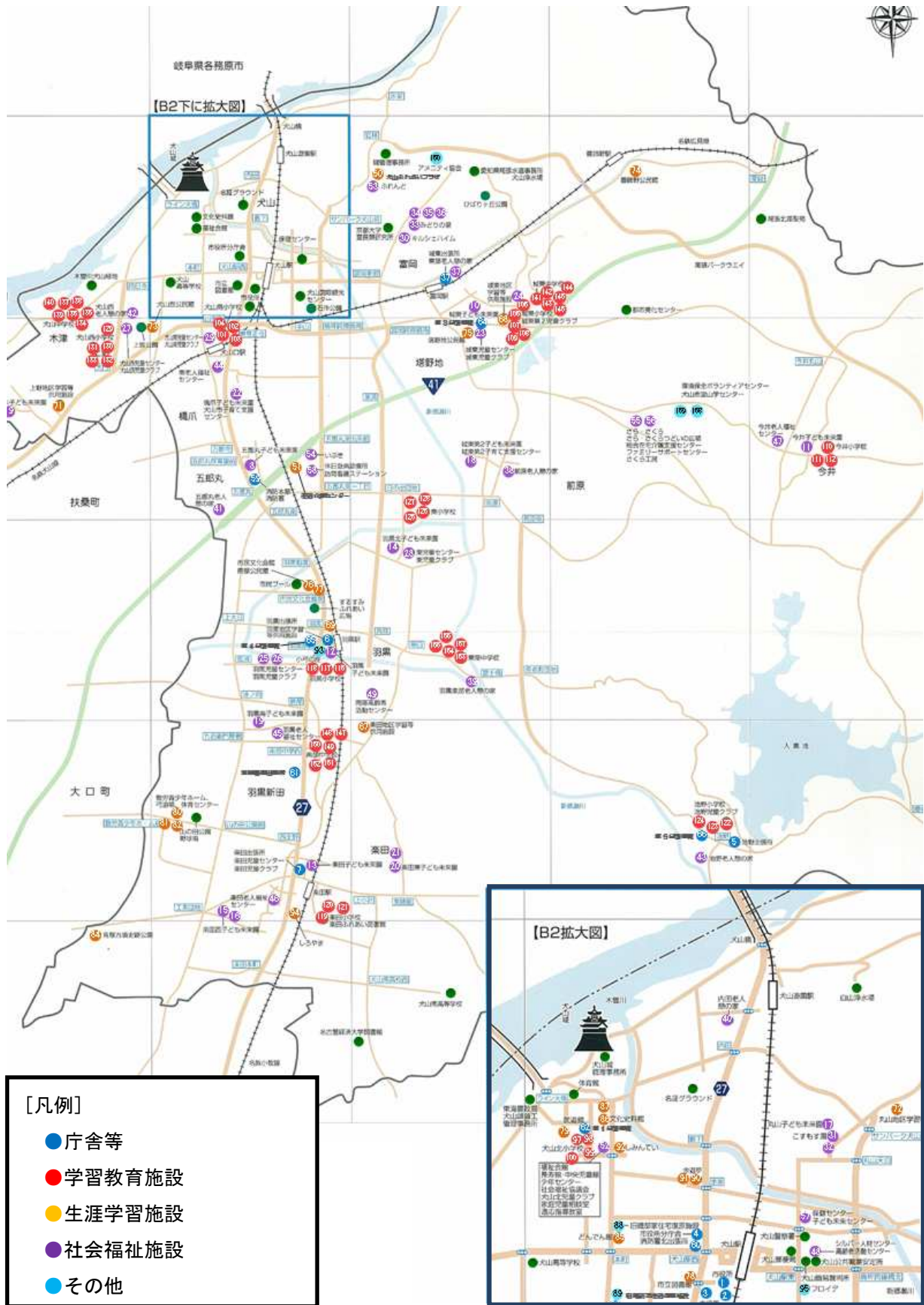


図 3-3 公共施設の配置

## 2. 保有施設のベンチマーキング

### (1) 全国及び県内自治体との施設量比較

総務省が取りまとめている「公共施設現況調」を用いて全国 1,742 の市町村(特別区含む)が保有する全公共施設の施設量(延床面積)と総人口の関係を示したのが図 3-4 です。その結果、施設量(延床面積)と総人口はほぼ比例関係にあり、全国的に見ると 1 人あたりの公共施設の施設量(延床面積)は約 3.2m<sup>2</sup>です。

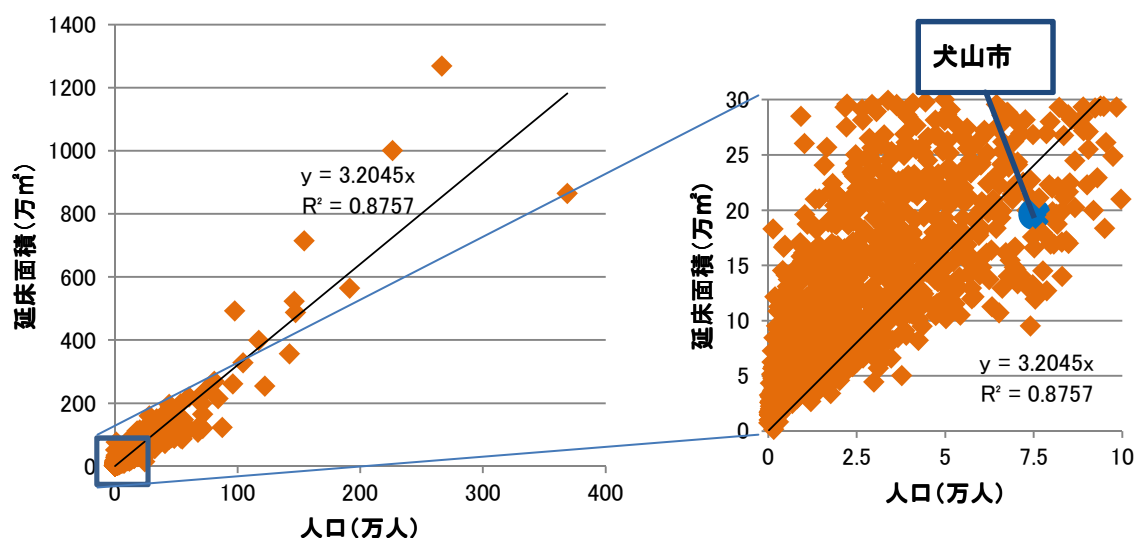


図 3-4 自治体別の施設量(延床面積)と総人口の関係(左:全国、右:一部拡大)

※施設面積:総務省公共施設状況調経年比較表(平成 23 年 10 月)、人口:平成 22 年国勢調査(平成 22 年 10 月)

同様に本市の施設量(延床面積)を算出したところ、図 3-5 が示すように平成 23 年度には約 2.6m<sup>2</sup>と全国的に見て少ない傾向が見られます。特に本市と他自治体を施設用途別に比較すると、公営住宅(市営住宅)が圧倒的に少ないことが分かります。また、消防施設も比較的少ない状況にあります。一方で小学校および中学校、本庁舎、福利厚生施設などについては、全国標準や愛知県内の自治体を上回っています。

つまり本市は、他自治体よりも圧倒的に少ない公営住宅や消防施設などを除くと、全体的に人数あたりの施設量(延床面積)が多い傾向にあると考えられます。

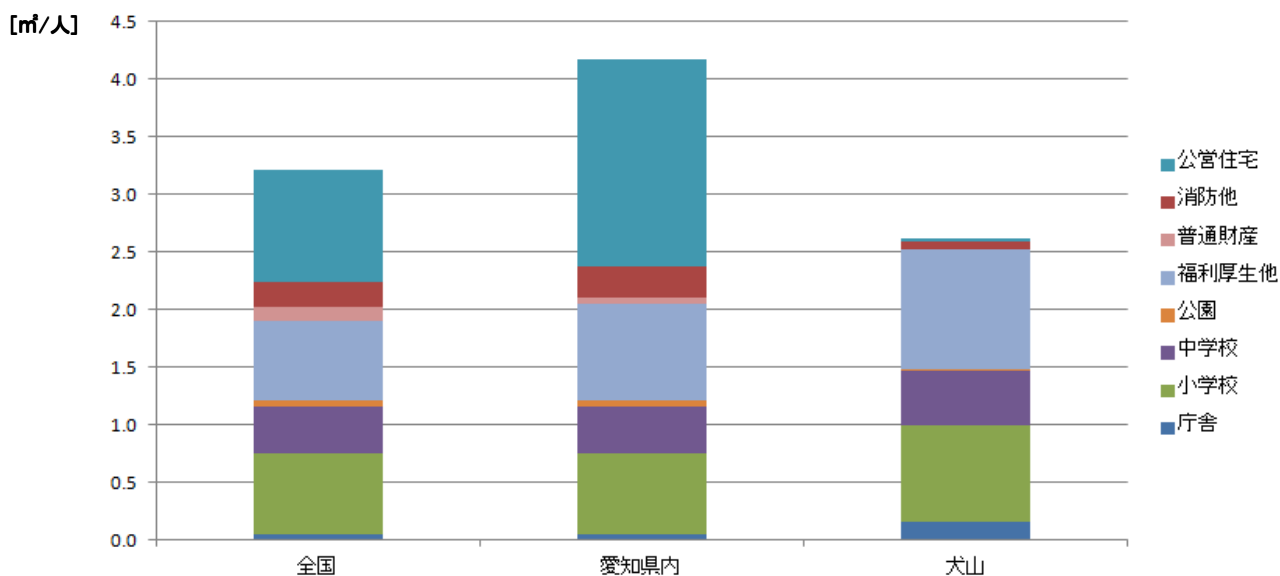


図 3-5 全国・愛知県内の自治体と本市の施設量(延床面積)

※施設面積:総務省公共施設状況調経年比較表(平成 23 年 10 月)、人口:平成 22 年国勢調査(平成 22 年 10 月)

## ( 2 ) 行政サービス拠点として県内同規模自治体との施設数比較

本市の施設量(延床面積)自体は、全国平均より低い傾向が見られますが、県内の同規模の 13 自治体と施設数を比較した場合、平成 25 年度の保有量調査からは次のような特徴が見られました。

- ①〈社会福祉施設〉の人口 1 人あたりに占める施設数が多い傾向がある。
- ②〈社会福祉施設〉のうち、福祉施設、保健施設、子育て支援施設、高齢者施設の施設数が多い傾向がある。
- ③ その他では、出張所、小学校の施設数が多い傾向がある。

同規模の県内自治体に比べて施設数が多いものについては、効率的な運用を目指し統廃合などの集約化によるマネジメントが有効であると考えられます。

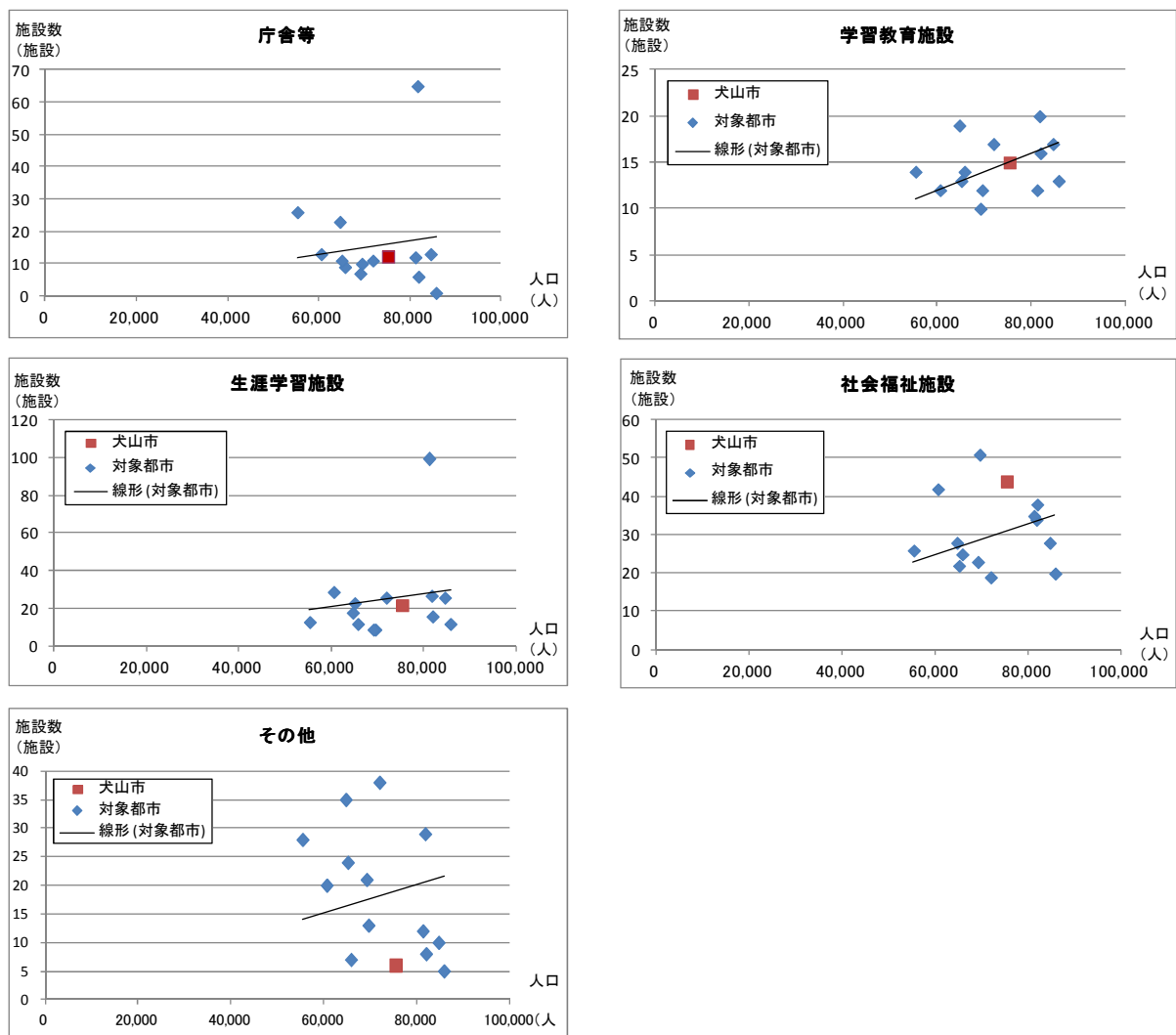


図 3-6 用途別に見た施設数(平成 25 年保有量調査結果)

### 3. マネジメントに向けた施設別簡易評価について

従来の公共施設マネジメントでは、行政サービスの品質を向上させるためには公共施設の供給量を増やすことが不可欠だと考えられていました。これは「行政サービス＝公共施設」という概念が一般的だったからと考えられます。しかし、行政サービスは必ずしも公共施設という形態でしか提供できない訳ではありません。むしろ行政サービスを提供する職員数の充実や手続きの簡略化の方が、質の高い行政サービスを提供できると思われま

そこで、公共施設の有効活用を実現するため、公共施設で提供される行政サービスや人材などが所属する「所管(行政サービスを管理する部署)」と、公共施設の形態から見た「利用(行政サービスの利用方法)」を一旦切り離すことで、改めて必要な行政サービスに適した公共施設の施設量(延床面積)の検討や、既存の施設名や所管部署にとらわれない有効活用の検討が可能となります。施設とサービスを切り分けて考えることで、結果的に必要かつ



充実した行政サービスを市民の皆様に継続的に提供できる体制が整うと考えられます。

そのため本基本計画では、市民全体に対する行政サービスの質の向上と財政負担の削減を実現するマネジメント手法の確立を目指し、総合的かつ客観的な簡易評価を行うため、本市の保有施設に対して再分類を行います。

## 4. 保有施設の再分類

### (1) 施設の再分類とその必要性

従来の施設における用途分類では、一般的に行政の所管部署により大分類・中分類・小分類が定められ、階層的に分類されます。しかし、本基本計画では既成概念にとらわれずに本市の公共施設の特徴を把握するため、次の2指標から分類を行います。

- ・[所管]:その施設で提供される行政サービスや人材などが所属する部局
- ・[利用]:その施設の利用形態・行政サービスから見た施設用途

この[所管]と[利用]は、階層的ではなく独立した分類です。その理由は、[所管]という縦割り行政の構造に縛られた分類だけでなく、提供される行政サービスに応じた[利用]の視点からも施設を分類することで、従来の概念に縛られない新しい視点から施設マネジメントを検証するきっかけになると期待できるからです。

なお[所管]は、「公用」「教育文化(文科省)」「福利厚生(厚労省)」「建設交通(国交省)」「警察消防(総務省・法務省)」「その他省庁」「公営企業」の7つに分類します。一方[利用]については、「窓口サービス」「活動」「特定」「居住宿泊」「設備衛生」「倉庫通路等」「未利用」の7つに分類します。この2つの分類を縦横([所管]×[利用])の表組みにすることで、49(7×7)分類が可能になるため、従来のような階層的な分類を行わなくても詳細な分析が可能です。なお[所管]と[利用]の分類基準と該当施設例を図3-7に示します。



図 3-7 「所管」と「利用」の分類項目

## ( 2 ) 再分類により見えるもの

公共施設で[所管]×[利用]により分類された状況を把握することで、今後マネジメントの対象にすべき施設を客観的に選定します。この手法を用いることで、従来の縦割り行政では情報の共有が難しく検討が進まなかった同種[利用]施設間で集約化や相互利用などの検討が容易になります。また個々の公共施設を[利用]面から見直すことで、民間施設の活用や移行を含めた施設量(延床面積)の縮減検討など、「供給」量を削減しつつ「品質」を確保する具体的な手段が明確になります。

行政サービスは基本的に公共施設で提供すべきものという従来の概念では、施設量(延床面積)の削減は実現しません。そこで本当に公共施設で提供すべきかどうか、[所管]×[利用]による分類を用いた客観的な「見える化」を行うことで、個々の公共施設を容易に再評価することが可能になります。

なお、公共施設の集約化・複合化の検討を行う場合、同じ[所管]に属する施設間で検討を行うことは、組織間の横串化に比べて比較的容易であるだけでなく、予算配分上も同類の範疇にあることが多く、さらに機能面において補完関係にある場合も多いことから実施の可能性は高いと考えられます。しかし、[所管]は違うものの機能上は同類の施設間で集約化・複合化が可能になれば、より効率的な施設マネジメントになる可能性があります。

また、利用者の立場から見ると、公共施設の[利用]に比べて [所管]の違いは意識されないことが多いことを踏まえ、マネジメントを進める必要があります。さらに地理的に近い施設同士の集約化・複合化であれば利用者に与える影響は少ないことから、同一の[利用]に分類される施設間での利用調整は、まず地域(エリア)内を基本としながら検討を進めることが求められます。

## ( 3 ) 再分類から見た施設量

本市の保有する公共施設を[所管]と[利用]別に見た施設量(延床面積)の分類状況を図3-8に示します。なお、評価対象外の施設については、0m<sup>2</sup>として分析を行います。

最も多くの施設量(延床面積)を有し、他分類の施設量(延床面積)を大幅に上回る割合を占める公共施設は、[所管]では「教育文化」、[利用]では「特定」であり、小学校・中学校などの学校施設の影響が大きいことがわかります。また、「所管」別に見ると「教育文化」[福利厚生][その他]の順で、「利用」別に見ると「特定」「活動」「窓口サービス」の順で施設量(延床面積)が多いことがわかります。

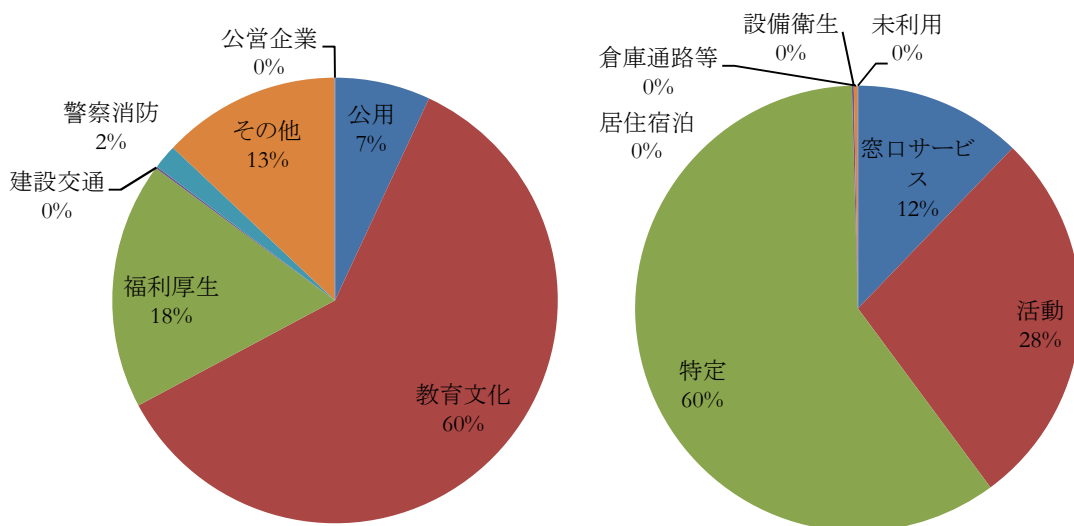


図 3-8 [所管]と[利用]による分類から見た施設量(左:所管、右:利用)

また、[所管]×[利用]の関係を表 3-2 に示します。なお、施設量(延床面積)が少ない公共施設については「0%」もしくは「0.00(m<sup>2</sup>)」と表示されます。

[所管]×[利用]の表組みによる分類状況を見ると、多い順に小学校・中学校などに該当する「教育文化」×「特定」が約 9.0 万 m<sup>2</sup>(市民一人当たり 1.2m<sup>2</sup>)、老人ホームや保育園などが該当する「福利厚生」×「特定」が約 1.7 万 m<sup>2</sup>(同 0.23 m<sup>2</sup>)、集会所やホールなどに該当する「その他」×「活動」が約 1.5 万 m<sup>2</sup>(同 0.20 m<sup>2</sup>)、こども未来園や老人福祉センターなどが該当する「福利厚生」×「活動」が約 1.4 万 m<sup>2</sup>(同 0.19 m<sup>2</sup>)となっています。これら公共施設を優先して個別計画を策定することで、より効果的な公共施設マネジメントの実現に繋がると考えられます。

表 3-2 [所管]×[利用]による分類から見た施設量

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	12,767 0.17						
教育文化	7,165 0.10	13,831 0.13	89,775 1.20				
福利厚生	1,706 0.02	14,338 0.19	16,913 0.23				
建設交通				0 0.00			
警察消防			2,866 0.04			415 0.01	
その他	828 0.01	15,033 0.20	227 0.00			118 0.00	
公営企業							

※上段:延床面積[m<sup>2</sup>]／下段:一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]

## 5. 保有施設の簡易評価

適切な公共施設マネジメントに必要な工事内容や予算の検証などを行うためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価し、その結果をもって具体的なマネジメントを計画することが求められます。しかし、詳細な施設評価を迅速に実施することは困難であるため、簡易な施設情報を基に何らかの不具合や問題があると考えられる施設を抽出し、優先的に対応を検討することが求められます。

そこで本基本計画では、客観的な情報により公共施設の簡易評価を行い、マネジメントすべきと考えられる施設を抽出し、それらの施設を中心にどのようなマネジメントを行うか基本的な方向性を定めていく一連の手順を採用します。また、早急な対応が必要だと考えられる施設については、別途抽出します。

なお、簡易評価の対象施設は、本市が保有する公共施設のうち、評価対象外施設や小規模建築物である公衆トイレを除く 105 施設です。

### ( 1 ) 簡易評価手法

市民の税金で管理・運用されている公共施設は市民全員の保有物であり、自治体は管理・運用を代行しているに過ぎません。また、一部の利用者への優遇になってしまう施設は、基本的に公共施設の設置趣旨と異なります。

そのため本基本計画では、行政の立場からも市民の立場からも行政サービスの質の向上を実現する公共施設マネジメントの方向性を示すため、大きく「管理者視点」と「利用者視点」という 2 つの視点から評価を行います。また、各視点は 3 つの評価軸で検証を行い、各評価は基本的に 2 つの項目から構成しています。これら 2 視点 6 評価 12 項目による簡易評価を行い、最小限の情報収集による迅速かつ総合的な公共施設の評価が可能となります。なお、各項目は程度が良い方から「A」「B」「C」「D」の 4 段階と、情報不足や評価対象外を「X」とする全 5 段階の判定を行います。

さらに判定結果により、公共施設マネジメントの方向性を示す 4 つの分類を行います。この簡易評価は、実施した時点の公共施設の状態を機械的に判断した結果であり、別に考慮する事象が存在した場合や調査後に改修などが行われた場合は評価が変わります。そのため、簡易評価の結果がそのまま各公共施設の具体的な方向性を決定するものではなく、今後の具体的な個別計画を策定する際に方向性を確認するために活用するものです。

### ( 2 ) 「管理者視点」からみた簡易評価

「管理者視点」については、管理者の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物劣化度」「建物管理度」「運用費用度」の 3 評価 6 項目を抽出しています。表 3-3 にその評価項目を示します。

#### ◆ 「建物劣化度 ( 安全性 )」

躯体の劣化状態から簡易的に安全性を評価するため、主に建物の工事履歴を基に「建物劣化度」の評価を行います。

「建物劣化度」は、基本的に築後年数と耐震性能の2項目を用いて式3-1のように算出を行います。この値が100%に近いほど、経年によって劣化が進んでいると推察され、大規模な耐震改修や更新(建て替え)の必要性が高い施設だと簡易的に判断できます。

$$\text{建物劣化度(％)} = \left\{ 1 - \left( \frac{T_n - T + T_x}{2T_n} + \frac{E_n}{2} \right) \right\} \times 100$$

$T_n$ : 耐用年数(50年)

$T$ : 経年

$T_x$ : もっとも最近、大規模改修を行った時点での築年数

$E_{n=2} = \frac{n}{2} = \frac{2}{2} = 1$ : 新耐震基準(1981年以降に竣工)、または耐震補強済み

$E_{n=1} = \frac{1}{2} = 0.5$ : 旧耐震基準(1981年以前に竣工)、かつ耐震性能有

$E_{n=0} = \frac{0}{2} = 0$ : 旧耐震基準(1981年以降に竣工)、かつ耐震性能なし、  
または耐震未診断

\* 大規模改修には、内装および外装に対するものを必ず含む

#### 式 3-1 建物劣化度の概算式

#### ◆ 「建物管理度 ( 健全性 )」

躯体を除く施設の管理状態から簡易的に健全性を評価するため、施設に対して行われている点検や報告を基に「建物管理度」の評価を行います。

「建物管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12条点検(建築基準法第12条に定められた点検)の建築に関する項目と消防点検の2項目を用いて評価しています。なお、12条点検は全ての施設が対象となっていないため、対象外の施設については平成24年度に本市が実施した独自の劣化診断の結果を用いて評価を行います。

#### ◆ 「運用費用度 ( 経済性 )」

施設の運用状態のうち特に経費の面から簡易的に経済性を評価するため、主に建物のランニングコストを基に「運用費用度」の評価を行います。

「運用費用度」は、基本的にエネルギー費・人件費など経常的に必要となる費用と改修費など年度によって変動が大きい費用の2項目によって評価を行っています。なお、各項目の評価は明確な基準が無いため、「利用」別の平均を基準に評価を行います。

### ( 3 ) 「利用者視点」からみた簡易評価

「利用者視点」については、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況を評価する「設備管理度」「立地環境度」「施設活用度」の3評価6項目を抽出しています。表3-4にそ

の評価項目を示します。

◆ 「設備管理度 ( 快適性 )」

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するため、施設の設備に対して行われている点検や報告を基に「設備管理度」の評価を行います。

「設備管理度」は、基本的に法令などで定められた点検のうち、12 条点検の設備に関する項目とバリアフリー法の 2 項目を用いて評価しています。なお、「建物管理度」同様に 12 条点検やバリアフリー法は全ての施設が対象となっていないため、対象外の施設などについては独自の設備診断の結果などを用いて評価を行います。

◆ 「立地環境度 ( 利便性 )」

施設の立地や環境の状況から簡易的に有用性を評価するため、主に人口密度と災害に対する危険性から「立地環境度」の評価を行います。

「立地環境度」は、基本的に 500m メッシュ (500m×500m のマス目) の人口密度とハザードマップの浸水・土砂災害地域など 2 項目によって評価を行います。

◆ 「施設活用度 ( 活用性 )」

施設の使い方や活動状況から簡易的に活用性を評価するため、主に利用人数や施設の稼働率などから「施設活用度」の評価を行います。

「施設活用度」は、基本的に利用人数あたりの施設量 (延床面積) と主に利用される部屋の稼働率などの 2 項目によって評価を行っています。なお、各項目の評価は明確な基準が無い場合、「利用」別の平均を基準に評価を行います。

表 3-3 管理者視点による評価項目とその指標

項目	項目	内容	評価
建物劣化度 (安全性)	建物性能	概算式の結果が45%以上	A
		概算式の結果が45%未満	B
		概算式の結果が30%未満	C
		概算式の結果が15%未満、もしくは建築年が不明	D
	耐震性能	施設別データより、「新耐震基準により耐震診断不要であり耐震性能あり」	A
		施設別データより、「耐震診断の結果、改修不要または改修済み」	B
施設別データより、「耐震診断の結果、改修が必要であるが改修未実施、または耐震断が未実施」		D	
建物管理度 (健全性)	法定点検 劣化診断	劣化判定総合評価より「屋根・外装・内装・屋外」の各評価がすべてA	A
		劣化判定総合評価より「屋根・外装・内装・屋外」の各評価に1つ以上Bがある	B
		劣化判定総合評価より「屋根・外装・内装・屋外」の各評価に1つ以上Cがある	C
		劣化判定総合評価より「屋根・外装・内装・屋外」の各評価に1つ以上Dがある、もしくは不明	D
	消防点検	消防設備点検報告書より、問題なしと判断される	A
		消防設備点検報告書より、設備の年数経過等がみられる	B
		消防設備点検報告書より、設備の交換・容量不足等がみられる	C
		消防設備点検報告書より、設備の不作動等がみられる、もしくは不明	D
運用費用度 (経済性)	エネルギー費	用途分類「利用」毎、光熱水費・委託料・保守点検費等の㎡当たりの平均より-20%未満	A
		用途分類「利用」毎、光熱水費・委託料・保守点検費等の㎡当たりの平均より±20%	B
		用途分類「利用」毎、光熱水費・委託料・保守点検費等の㎡当たりの平均より+20%以上	C
		用途分類「利用」毎、光熱水費・委託料・保守点検費等の㎡当たりの平均より+40%以上、もしくは不明	D
		光熱水費・委託料・保守点検費等がかからない	X
	その他経費	用途分類「利用」毎、工事請負費・原材料費・備品購入費等の㎡当たりの平均より-20%未満	A
		用途分類「利用」毎、工事請負費・原材料費・備品購入費等の㎡当たりの平均より±20%	B
		用途分類「利用」毎、工事請負費・原材料費・備品購入費等の㎡当たりの平均より+20%以上	C
		用途分類「利用」毎、工事請負費・原材料費・備品購入費等の㎡当たりの平均より+40%以上、もしくは不明	D
		工事請負費・原材料費・備品購入費等がかからない	X

表 3-4 利用者視点による評価項目とその指標

項目	項目	内容	評価
設備管理度 (快適性)	法定点検 劣化診断	劣化判定総合評価より「機械・電気」の各評価がすべてA	A
		劣化判定総合評価より「機械・電気」の各評価に1つ以上Bがある	B
		劣化判定総合評価より「機械・電気」の各評価に1つ以上Cがある	C
		劣化判定総合評価より「機械・電気」の各評価に1つ以上Dがある、もしくは不明	D
	バリアフリー	2003年以降に竣工	B
		2003年以前に竣工	D
立地環境度 (利便性)	人口密度	500mメッシュ内に人口が1000人以上	A
		500mメッシュ内に人口1000人未満	B
		500mメッシュ内に人口が250人未満	C
		500mメッシュ内に人口が100人未満	D
	ハザードマップ	災害危険箇所より200m圏外	A
		災害危険箇所から200m圏内	B
		災害危険箇所から100m圏内	C
		災害危険箇所	D
施設活用度 (活用性)	利用率	用途分類「利用」毎、年間利用者数1人当たりの㎡数平均より±20%以内	A
		用途分類「利用」毎、年間利用者数1人当たりの㎡数平均より±40%以内	B
		用途分類「利用」毎、年間利用者数1人当たりの㎡数平均より±60%以内	C
		用途分類「利用」毎、年間利用者数1人当たりの㎡数平均より+60以上-60%未満、もしくは不明	D
		利用者数がない	X
	活用率	今回評価を行っていない	

#### ( 4 ) 簡易評価の活用方法

「管理者視点」および「利用者視点」の計 12 項目の簡易評価において、「A」や「B」は大きな課題を抱えていないと考えられるため、必要に応じて適宜対応できれば全体の方向性に対する影響は少ないと考えられます。一方で「C」や「D」は比較的大きな課題を抱えている施設の可能性があるため、今後マネジメントの必要性や緊急性が高いと考えられます。そこで「管理者視点」と「利用者視点」ごとにみた「C」の数をポートフォリオ(重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法)に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持継続」「利用検討」「更新検討」「用途廃止」の 4 つに分類します。図 3-9 に施設評価のポートフォリオを示します。

なお、「D」は「C」に比べてより大きな課題を抱えているため「C」の 2 つ分として数えます。また「D」が 1 つ以上数えられる施設については、今後のマネジメント方針を優先的に検討すべきであると判断し、ポートフォリオの結果に関わらず「要早急対応」と判定しています。

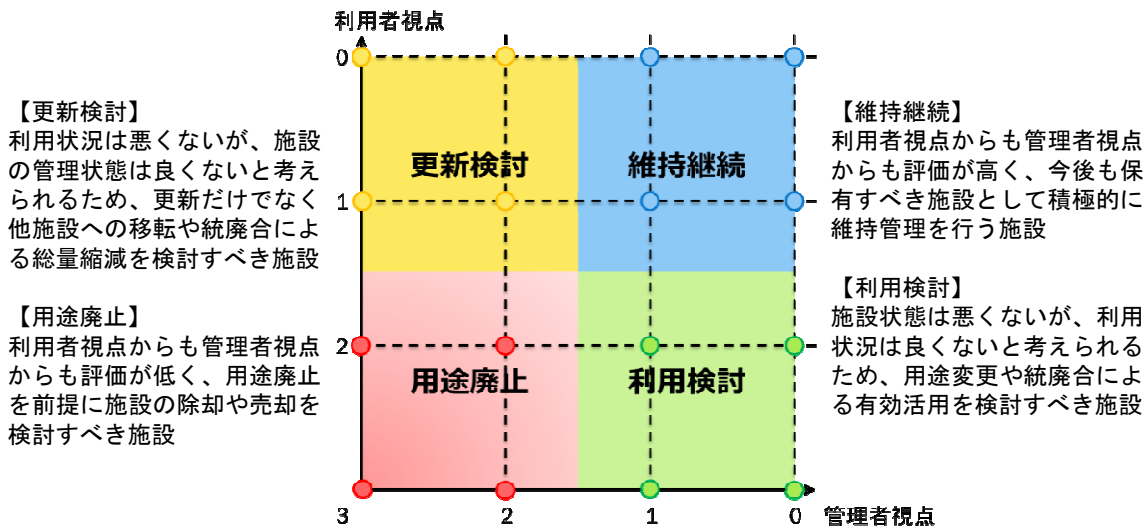


図 3-9 施設評価ポートフォリオ(図中の数値は「C」の数)

#### ( 5 ) 簡易評価から見た分類状況

簡易評価により導き出された今後のマネジメントの方向性を図 3-10、図 3-11、図 3-12 に示します。

「維持継続」を除く約 39%の施設量(延床面積)については、統廃合や売却などを含めた何らかの施設マネジメントが必要だと考えられます。特に「用途廃止」と評価された 5%の施設量(延床面積)については、具体的なマネジメント方針の策定が不可欠です。また「所管」別に見ると、「福利厚生」、「利用」別に見ると「活動」「特定」に分類される公共施設でマネジメントの検討が必要だと考えられる施設が多い状況です。また、小規模な施設が大半ですが、全体の 30%の施設量(延床面積)は「要早急対応(「D」が 1 つ以上)」と判定されるため、早急なマネジメント対策が求められていると考えられます。



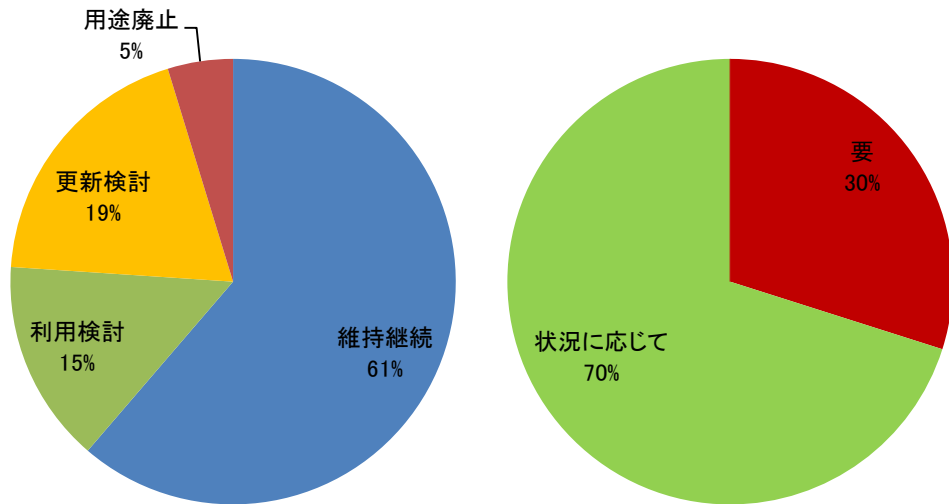


図 3-10 簡易評価の結果別施設量(左:方向性、右:早急対応の必要性)

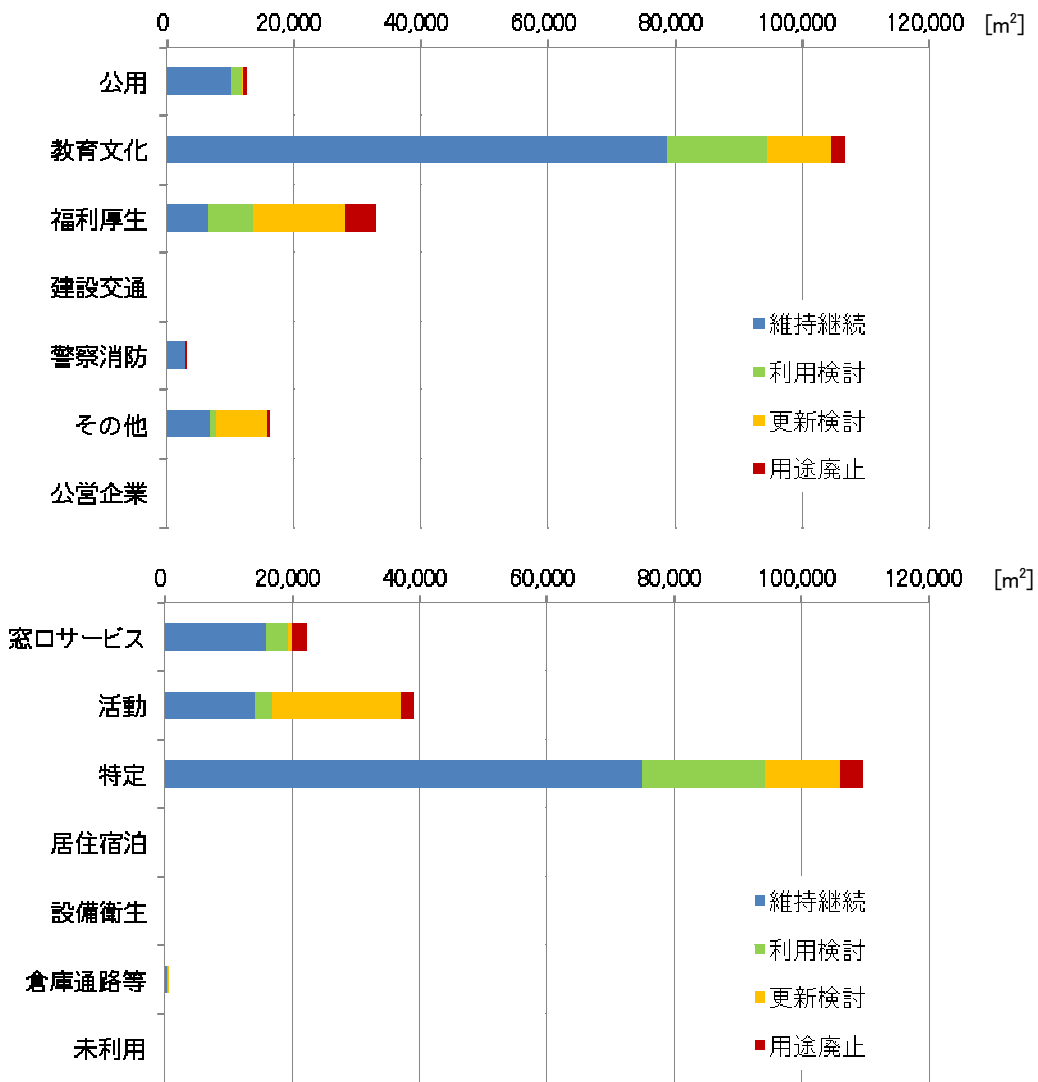
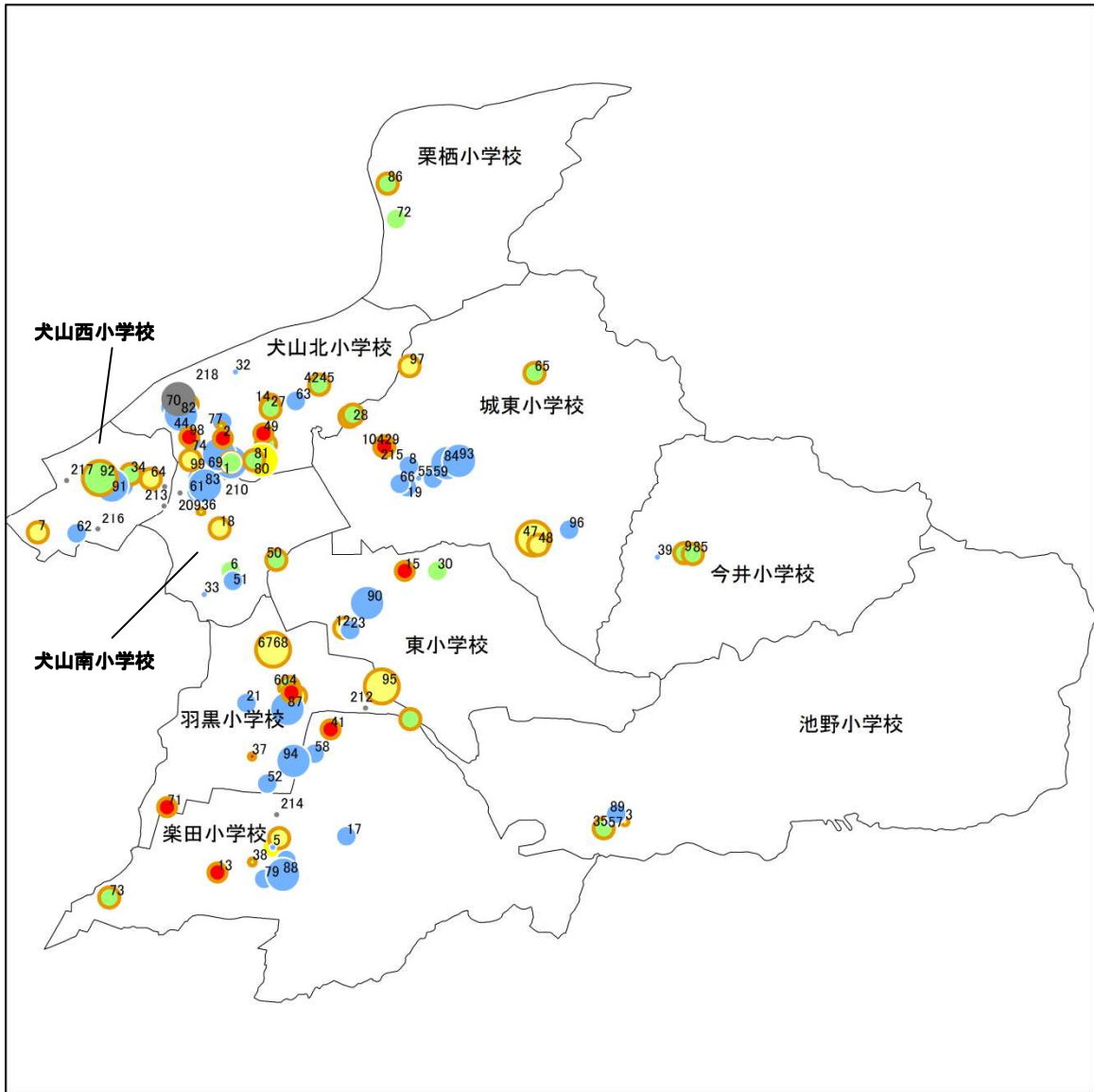


図 3-11 簡易評価から見たマネジメントの方向性(上:「所管」別、下:「利用」別)



0 0.5 1 2  
 キロメートル

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| <b>継続保全</b>     | <b>更新検討</b>     |
| ○ 200㎡未満        | ○ 200㎡未満        |
| ● 200㎡以上2000㎡未満 | ● 200㎡以上2000㎡未満 |
| ● 2000㎡以上       | ● 2000㎡以上       |
| <b>利用検討</b>     | <b>用途廃止</b>     |
| ○ 200㎡未満        | ● 200㎡未満        |
| ● 200㎡以上2000㎡未満 | ● 200㎡以上2000㎡未満 |
| ● 2000㎡以上       | ● 2000㎡以上       |
| <b>要早急対応</b>    | <b>評価対象外</b>    |
| ○               | ○ 200㎡未満        |
|                 | ● 200㎡以上2000㎡未満 |
|                 | ● 2000㎡以上       |

図 3-12 施設評価から見た配置状況

## 6. 小学校区別に見た簡易評価

近年、各自治体内の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、地域住民等による取り組みである「エアーマネジメント」の重要性が叫ばれています。これは、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等を目的に、住民・事業主・地権者等が主体となる活動です。

当市においても、これまでの町内会(自治会)とは別に、小学校区を対象エリアとした地域コミュニティ組織が順次形成され、住民が主体となって積極的にまちづくりを進める環境が整いつつあります。

また、小学校や中学校は子供たちの教育活動を展開する場であると同時に、昨今は地域住民の活動拠点(既に、体育館やグラウンドは、地域住民のスポーツ活動をサポートしています)としての機能も求められつつあります。

ここではこうした「エアーマネジメント」の重要性に鑑み、小学校区別に地域住民の活動を支えている公共施設の状況を確認していきます。

簡易評価の結果を図 3-13 で全体的に見ると、犬山北小学校区内にはマネジメントが必要な施設量(延床面積)とその割合が多いと考えられます。また、犬山西小学校区や東小学校区はマネジメントが必要な施設の占める割合が高いと考えられます。また、栗栖小学校区や今井小学校区は施設自体が少ないものの、マネジメントが必要な施設が大半を占めていると考えられます。

また、「要早急対応」の施設の施設量(延床面積)を見ると、犬山西小学校区や城東小学校区などは早急に対応が必要な施設が多いと考えられます。また、栗栖小学校区や今井小学校区の施設量(延床面積)は比較的少ないものの、早急な対応が必要な施設が大半を占めていると考えられます。

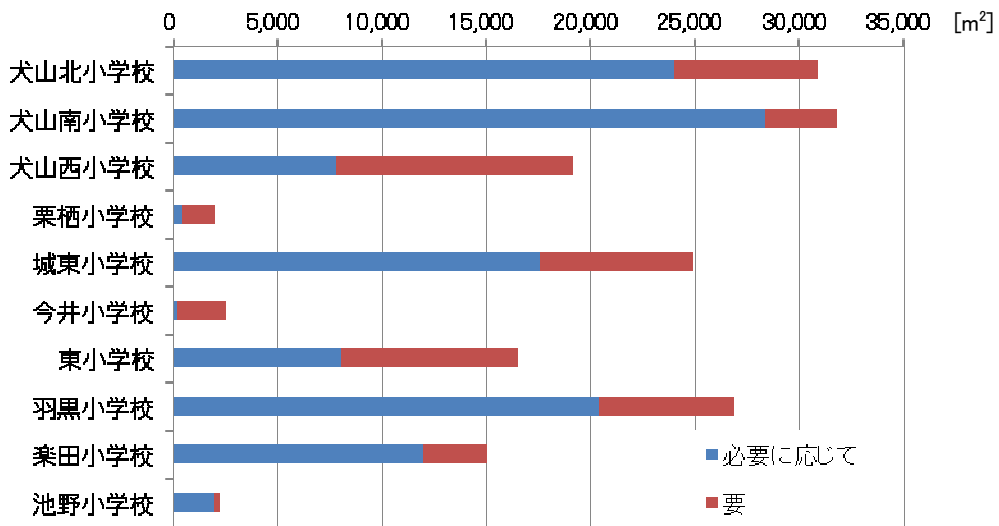
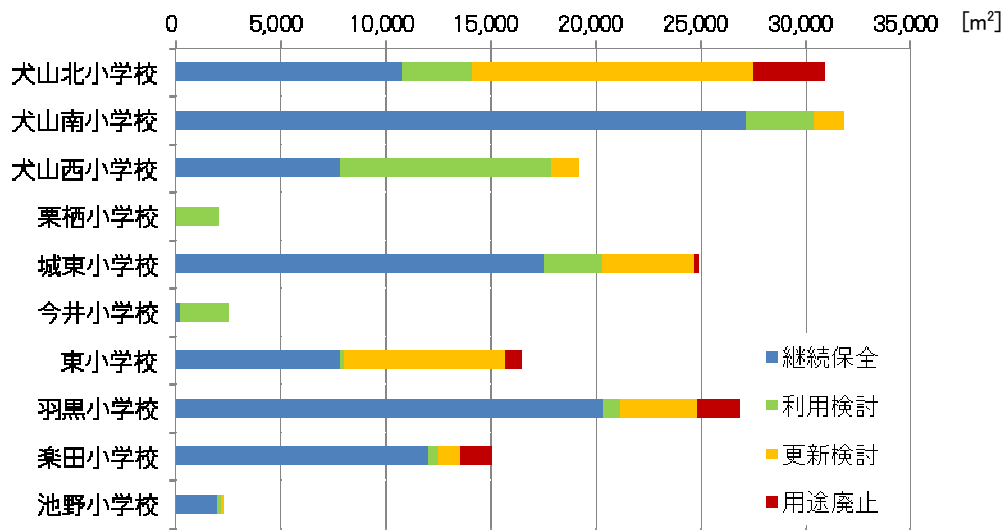


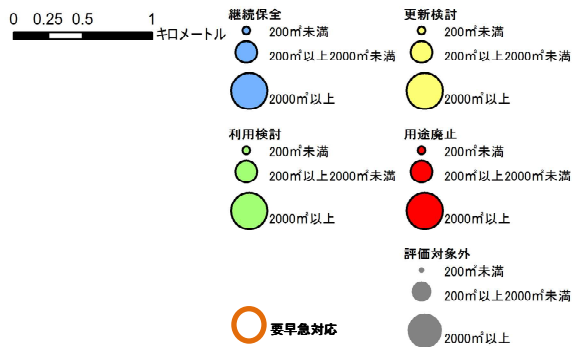
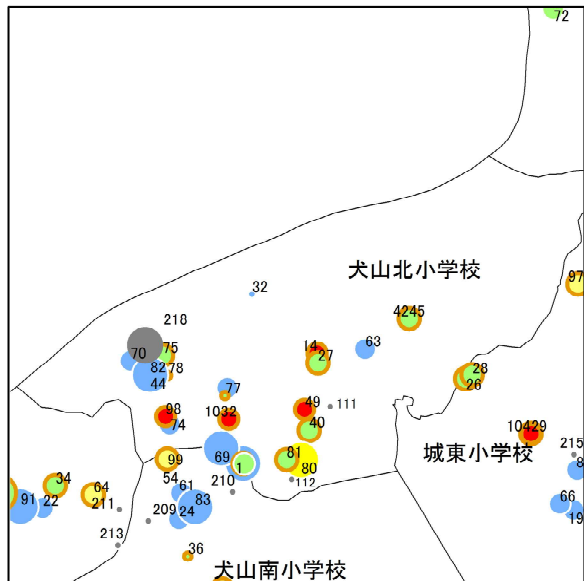
図 3-13 小学校区別に見た簡易評価(上:施設評価、下:要早急対応)

( 1 ) 犬山北小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、バランス良く施設が配置されています。また、一人当たりの施設量は、「福利厚生」×「活動」や「その他」×「活動」が比較的多く、一方で「教育文化」×「特定」が比較的小さい傾向が見られます。

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	540 0.05						
教育文化	1,356 0.13	4,005 0.39	8,646 0.85				
福利厚生	1,218 0.12	5,664 0.55	2,370 0.23				
建設交通							
警察消防			298 0.03			78 0.01	
その他	828 0.08	10,427 1.02				118 0.01	
公営企業							

※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]／下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



簡易評価による施設評価結果

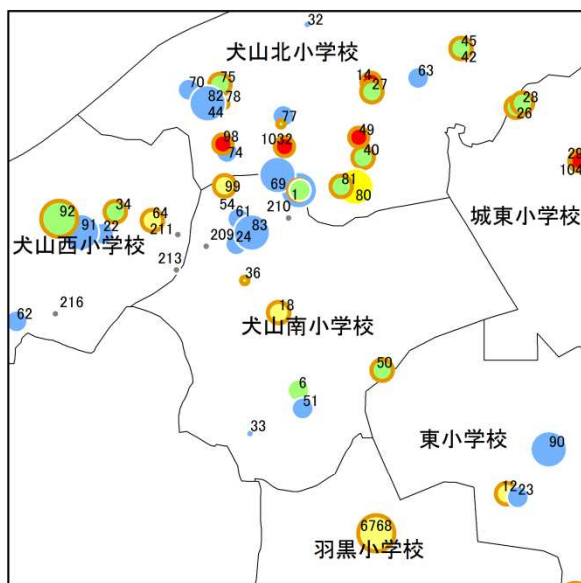
<b>維持保全</b>	32内田老人憩の家 53第1分団車庫 63丸山地区学習等供用施設 70武道館 74中本町まちづくり拠点施設 76余坂木戸口まちづくり拠点施設 82犬山北小学校
<b>利用検討</b>	27こすもす園 40高齢者活動センター 42犬山ふれあいプラザ 45身体障害者活動センター ふれんど 75犬山市文化史料館(本館) 77余坂木戸口まちづくり拠点施設別館 81犬山幼稚園
<b>更新検討</b>	44福祉会館 78大手門まちづくり拠点施設 80犬山国際観光センター
<b>用途廃止</b>	2北出張所 14丸山子ども未来園 49保健センター 98旧磯部家住宅復原施設 103犬山市役所 分庁舎
<b>評価対象外</b>	218現体育館 111松本町集会所 112天神町集会所

## ( 2 ) 犬山南小学校区

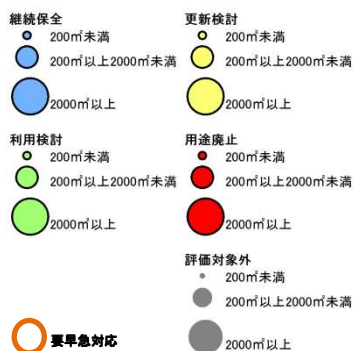
「所管」「利用」の面から見ると、バランス良く配置されています。また、一人当たりの施設量は、「教育文化」×「窓口サービス」や「公用」×「窓口サービス」の大部分がこの学校区に集中していますが、「教育文化」×「特定」は比較的少ない傾向が見られます。

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	12,296 1.14						
教育文化	5,497 0.56		7.964 0.81				
福利厚生	487 0.05	785 0.08	3,195 0.32				
建設交通				0 0.00			
警察消防			1,981 0.20			64 0.01	
その他		1,685 0.17					
公営企業							

※上段: 延床面積[m<sup>2</sup>] / 下段: 一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



0 0.25 0.5 1 キロメートル



### 簡易評価による施設評価結果

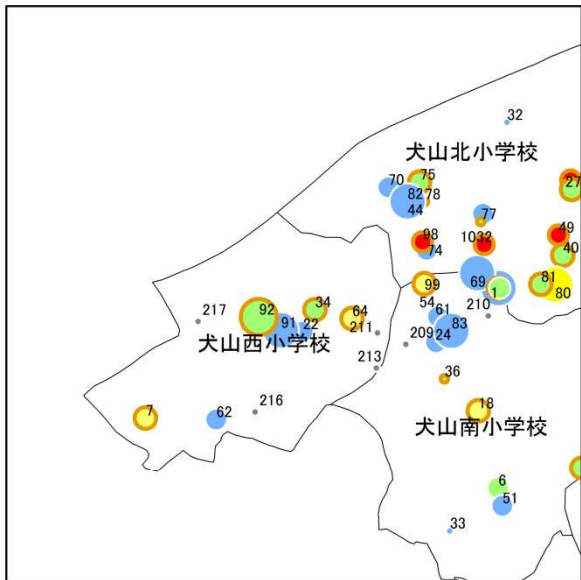
維持保全	1犬山市役所 本庁舎 16羽黒南子ども未来園 24犬山南児童センター 33五郎丸老人憩の家 43在宅介護支援センター 46心身障害者更生施設 いぶき 51犬山市消防本部庁舎 54第2分団車庫 61犬山南地区学習等供用施設 69犬山市立図書館 83犬山南小学校
利用検討	6五郎丸子ども未来園 36南老人福祉センター 50休日急病診療所 101立体駐車場 102犬山市役所 西庁舎
更新検討	18橋爪子ども未来園 99旧堀部家住宅
用途廃止	
評価対象外	209,210市営住宅

### ( 3 ) 犬山西小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、若干偏った配置状況にあります。また、一人当たりの施設量は、「教育文化」×「特定」を除き全体的に施設量は少ない傾向が見られますが、学校区の境界付近に他学校区の公共施設が多い傾向が見られます。(学区を越えた利用がされている可能性が高いと考えられます)

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用							
教育文化		282 0.03	16,639 1.63				
福利厚生		647 0.06	1,035 0.10				
建設交通				0 0.00			
警察消防							
その他		1,077 0.11					
公営企業							

※上段:延床面積[m<sup>2</sup>]/下段:一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



0 0.25 0.5 1 キロメートル



#### 簡易評価による施設評価結果

維持保全	22犬山西児童センター 62上野地区学習等供用施設 91犬山西小学校
利用検討	34犬山西老人憩の家 92犬山中学校
更新検討	7上木子ども未来園 64犬山西公民館
用途廃止	
評価対象外	211,213,216,217公営住宅

#### (4) 栗栖小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、偏った配置状況となっています。また人口が少なく施設が2つしかないことから、一人当たりの施設量は、「教育文化」×「特定」が比較的多い傾向が見られます。そのため近隣の犬山北小学校区もしくは城東小学校区との連携が必要ですが、立地的に離れているため、移動手段など具体的な対応が求められている学校区です。

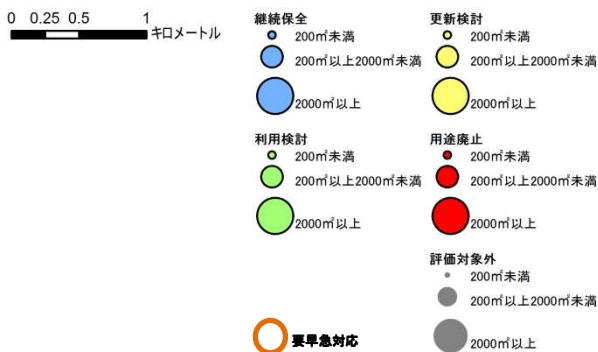
	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用							
教育文化			1,556 3.93				
福利厚生							
建設交通							
警察消防							
その他		456 1.13					
公営企業							

※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]／下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



#### 簡易評価による施設評価結果

維持保全	
利用検討	72野外活動センター 86栗栖小学校
更新検討	
用途廃止	
評価対象外	



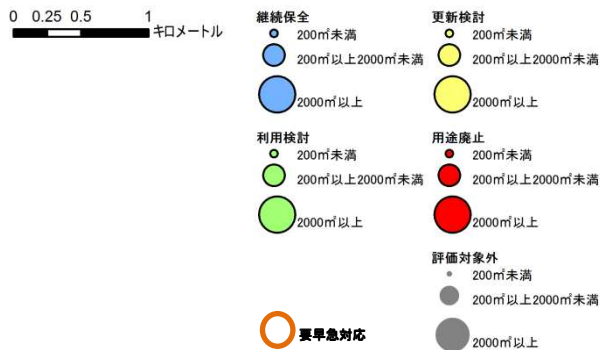
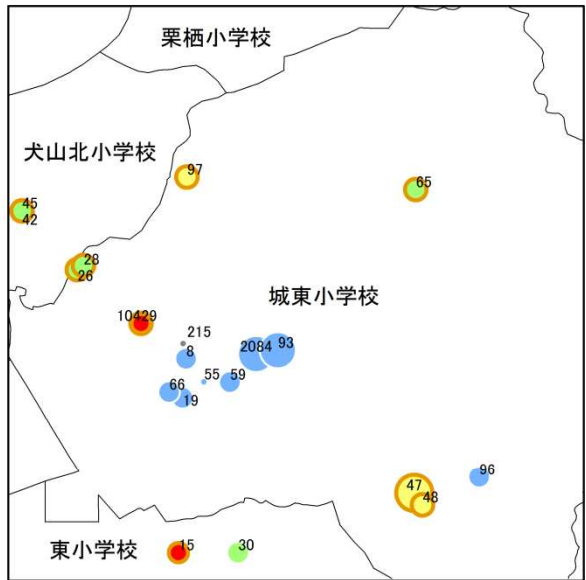


### ( 5 ) 城東小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、バランス良く配置されています。一人当たりの施設量は、比較的多い傾向が見られ、さらに犬山北小学校区や東小学校区など近隣学校区との共有利用が十分可能な学校区だと考えられます。

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	260 0.03						
教育文化		804 0.08	14,484 1.42				
福利厚生		4,452 0.44	3,623 0.35				
建設交通				0 0.00			
警察消防						77 0.01	
その他		2,263 0.22	227 0.02				
公営企業							

※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]/下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



#### 簡易評価による施設評価結果

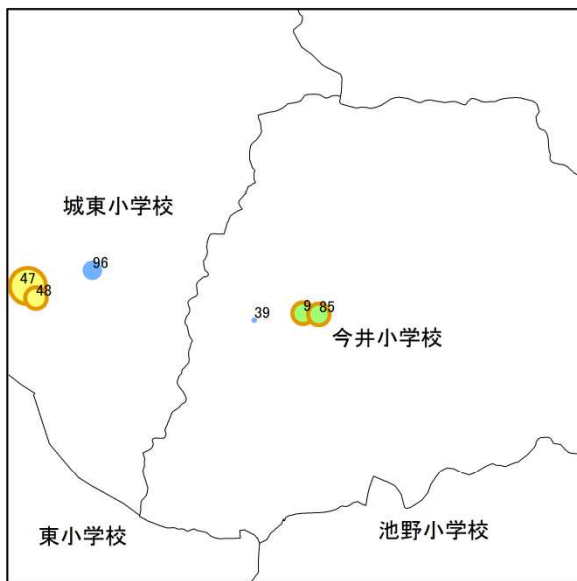
維持保全	8城東子ども未来園 19城東児童センター 55第3分団車庫 59城東地区学習等供用施設 66塔野地公民館 84城東小学校 93城東中学校 96犬山里山学センター
利用検討	26キルシェハイム 28養護老人ホーム 65善師野公民館
更新検討	20城東第2児童クラブ室 29東部老人憩の家 47市民健康館 48さくら工房 97アメニティ協会事務所
用途廃止	104城東出張所
評価対象外	215公営住宅

( 6 ) 今井小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、偏った配置状況にあります。しかし、一人当たりの施設量は、比較的多い傾向が見られます。そのため城東小学校区など近接学校区との共有利用が求められますが、移動手段など具体的な対応が求められている学校区です。

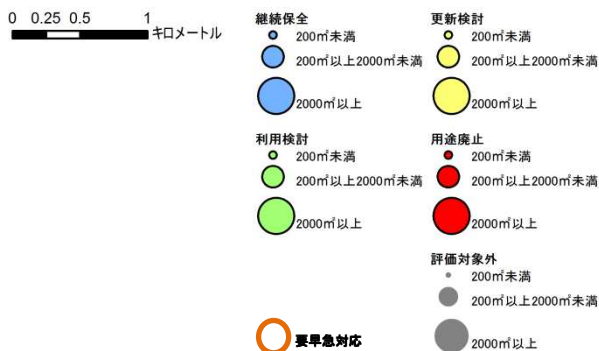
	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用							
教育文化			1,868 2.57				
福利厚生		194 0.27	426 0.59				
建設交通							
警察消防							
その他							
公営企業							

※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]/下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



簡易評価による施設評価結果

維持保全	39今井老人福祉センター
利用検討	9今井子ども未来園 85今井小学校
更新検討	
用途廃止	
評価対象外	

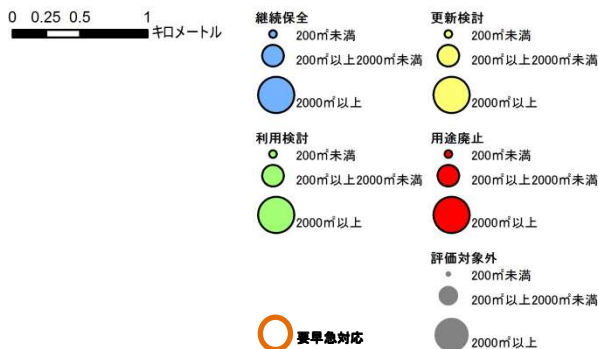
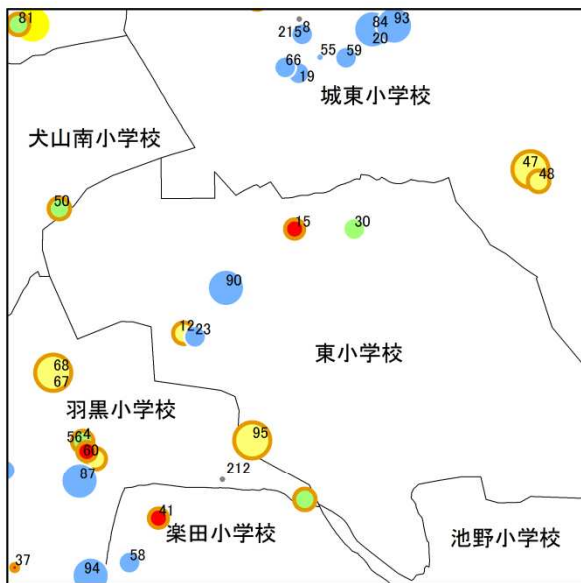


### ( 7 ) 東小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、偏った配置状況にあります。また、一人当たりの施設量は、全体的に少ない傾向が見られます。そのため近隣の羽黒小学校区や城東小学校区の公共施設との連携が求められますが、立地的に他学校区との共有利用は十分可能な学校区だと考えられます。

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用							
教育文化			14,282 1.43				
福利厚生		584 0.06	1,623 0.16				
建設交通							
警察消防							
その他		1,561 0.16					
公営企業							

※上段:延床面積[m<sup>2</sup>]/下段:一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



### 簡易評価による施設評価結果

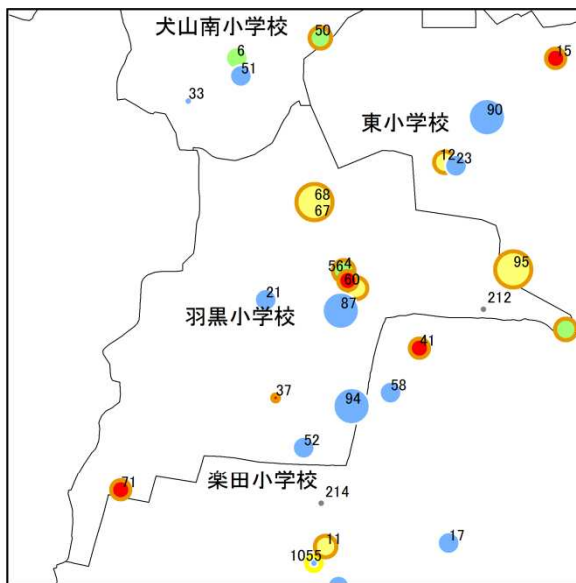
維持保全	23東児童センター 90東小学校
利用検討	30前原老人憩の家
更新検討	12羽黒北子ども未来園 95東部中学校
用途廃止	15城東第2子ども未来園
評価対象外	

### ( 8 ) 羽黒小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、バランスが良い配置状況です。また、一人当たりの施設量は、南部公民館が位置していることから「教育文化」×「活動」が比較的多い傾向が見られます。

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	83 0.01						
教育文化		8,740 0.89	14,869 1.52				
福利厚生		831 0.09	1,106 0.11				
建設交通				0 0.00			
警察消防			588 0.06			77 0.01	
その他		1,682 0.17					
公営企業							

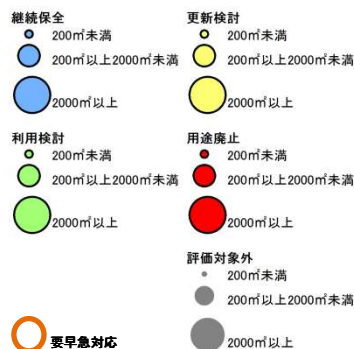
※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]／下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



#### 簡易評価による施設評価結果

維持保全	21羽黒児童センター 52南出張所 67犬山市民文化会館 87羽黒小学校 94南部中学校
利用検討	4羽黒出張所 31羽黒東部老人憩の家 60羽黒地区学習等供用施設
更新検討	10羽黒子ども未来園 56第4分団車庫 68南部公民館
用途廃止	37羽黒老人福祉センター 71勤労青少年ホーム 100旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設
評価対象外	212市営住宅

0 0.25 0.5 1  
キロメートル

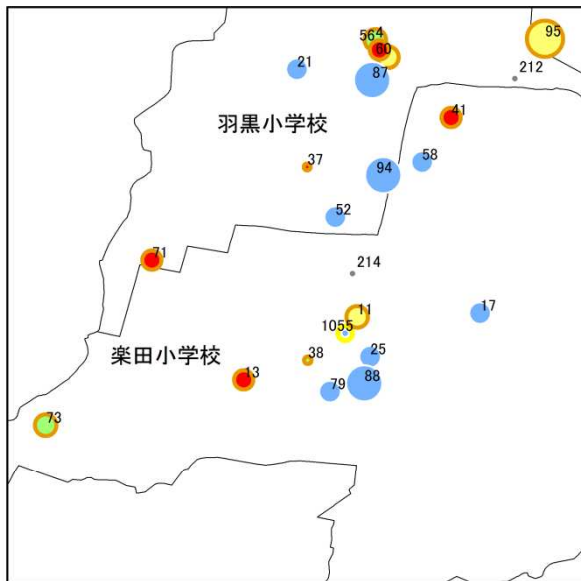


( 9 ) 楽田小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、バランス良く配置されています。また、一人当たりの施設量は、中学校が無いことから「教育文化」×「特定」が比較的少ない傾向が見られます。

	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	497 0.04						
教育文化	312 0.03		7,570 0.64				
福利厚生		982 0.08	3,536 0.30				
建設交通				0 0.00			
警察消防						70 0.01	
その他		2,533 0.21					
公営企業							

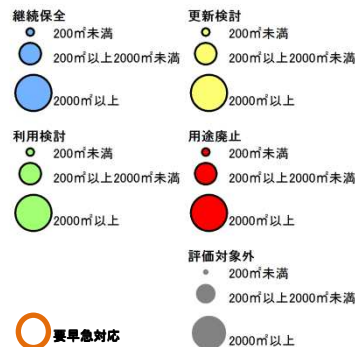
※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]／下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



簡易評価による施設評価結果

維持保全	17楽田東子ども未来園 25楽田児童センター 58楽田地区学習等供用施設 79楽田ふれあいセンター 88楽田小学校 105第5分団車庫(楽田出張所内)
利用検討	38楽田老人福祉センター 73青塚古墳史跡公園ガイダンス施設
更新検討	5楽田出張所 11楽田子ども未来園
用途廃止	13楽田西子ども未来園 41南部高齢者活動センター
評価対象外	214公営住宅

0 0.25 0.5 1 キロメートル



( 10 ) 池野小学校区

「所管」「利用」の面から見ると、偏った配置状況にあります。しかし、一人当たりの施設量は、それほど多くありません。そのため近隣の東小学校区や楽田小学校区との連携が求められますが、近隣学校区の公共施設とも離れているため、移動手段など具体的な対応が求められている学校区です。

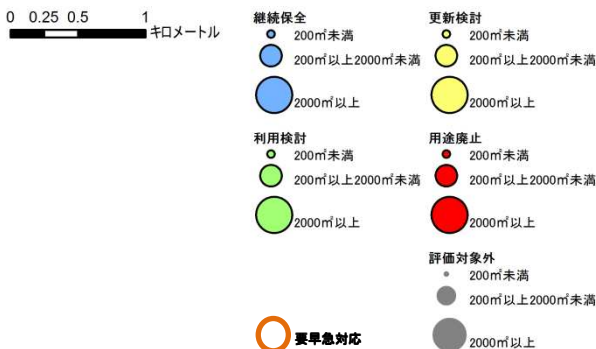
	窓口サービス	活動	特定	居住宿泊	設備衛生	倉庫通路等	未利用
公用	92 0.06						
教育文化			1,897 1.14				
福利厚生		209 0.13					
建設交通							
警察消防						48 0.03	
その他							
公営企業							

※上段：延床面積[m<sup>2</sup>]/下段：一人当たりの延床面積[m<sup>2</sup>/人]



簡易評価による施設評価結果

維持保全	57第6分団車庫 89池野小学校
利用検討	35池野老人憩の家
更新検討	3池野出張所
用途廃止	
評価対象外	



## 7. 現状と評価から見える課題

全国の自治体が抱える公共施設の老朽化による更新問題の本質は、第2章で分析したとおり財源の問題ですが、同時に社会構造や社会情勢の変化により、公共施設に対する需要と供給の関係にも変化が生じてきていることも解決すべき課題といえます。

本市の公共施設のひとつである「勤労青少年ホーム」を例にとると、供用当初の目的としては、働く若者である勤労青少年の余暇を楽しく健康に過ごすために、教養講座、グループ活動、生活相談等の場を提供することでした。また、当初は開館時間が午後からで、利用は夜間が中心でした。しかしながら、現在は施設の利用者については勤労青少年に限定されてはおらず、主な利用としてはスポーツのほか高齢者を中心としたパソコン教室となっており、利用者や利用形態に変化が見られます。また、本章の施設別簡易評価においても「管理者視点」および「利用者視点」で低い評価となっており、客観的なデータからも施設自体の老朽化や市民ニーズとのズレが存在する状況といえます。

このように施設別簡易評価が低く、「用途廃止」「更新検討」「利用検討」と評価された公共施設を小学校区別の簡易評価で見られる施設の偏在等も考慮しながら、市域全体でマネジメントを検討し、全体的な最適化を目指す必要があります。

現状の分析から明確となった本市の公共施設における課題は、主に以下の4点に整理できます。

- 建築後30年以上経過し老朽化した施設量が7割存在(施設数では6割存在)
- 全ての公共施設を保持した場合に必要な改修や更新に必要な財源の圧倒的な不足
- 公共施設のあり方と市民の求めるニーズとの関係に変化
- コミュニティ形成に不可欠な公共施設の地域バランスに偏在

## 第4章 本市における公共施設マネジメントの方向性

### 1. 公共施設マネジメントの基本となる考え方

公共・民間に関わらず施設マネジメントでは、「品質」「供給」「財務」の3つの課題として捉え施設運用を再検討していくことが望ましいとされています。

人口減少や財政状況の悪化など社会経済情勢の変化の中で持続可能な自治体経営を実現していくためには、場当たりの修繕・改修や、利用者の不満や不具合が多い公共施設を更新するだけでは不十分です。日々老朽化していく施設に対して日常点検や定期検査などの維持管理の実施、また事故や災害などへの対応や変化していく市民ニーズにも耐える計画的なマネジメントが求められています。一般的な公共施設マネジメントでは、これを「品質」の課題として捉えます。

一方で多くの自治体は、市民の要望に応じて行政サービスを提供するために公共施設を増やしてきたことから、過大に公共施設を保有している傾向が見られます。しかし、昨今では有効活用されていない部屋や利用されていない公共施設も多く存在し、統廃合や用途変更などによる整理が効果的だと考えられます。一般的な公共施設マネジメントでは、これを「供給」の課題として捉えます。

なお、本市を始め財政的に厳しい自治体では、公共施設のマネジメントに投入できる財源が限られているため、「品質」と「供給」の双方を充実させることは現実的に不可能な状況にあります。公共施設の「品質」と「供給」は、自治体の財政的な状況の影響を強く受けます。そのため、一般的な公共施設マネジメントでは、これを「財務」の課題として捉えます。

これら「品質」「供給」「財務」のバランスを取りながら、最適な公共施設のマネジメント戦略を策定することが重要です。限られた「財務」の中で「品質」と「供給」のバランスをとるため、施設単体で「品質」と「供給」をコントロールするのではなく、地域全体の「品質」と「供給」のバランスを見極めながらマネジメントを進める決断が求められます。また、不必要な財源支出を削減しつつ、行政サービスの質を向上させる具体的な取り組みが重要な鍵となります。

### 2. 「品質」「供給」「財務」に対する考え方

#### (1) 「品質」に対する考え方

「品質」に求められるマネジメントは、各公共施設での適切な管理手法の実施による質の高い行政サービスの提供であり、官民連携や公民連携と呼ばれる民間を活用した管理手法の導入、施設の機能向上による長寿命化、定期的な点検や交換の実施などによる行政サービスの向上を指します。そこで本市では「品質」の改善を実現するため、以下に「品質」に対する基本方針を定めます。



- I. 公共施設の「品質」が今後どうあるべきかを検討し、その方向性を市民と共有します。
- II. 「供給」との調整を図りつつ、現時点で「品質」が十分でない施設は迅速な対応を行います。
- III. 次世代に引き継ぐ施設については、社会経済情勢などの変化に的確に対応できるよう、適宜マネジメント計画を見直すなど継続的な「品質」の向上を目指します。

## ( 2 ) 「供給」に対する考え方

「供給」に求められるマネジメントは、適切な施設量(延床面積)を状況に合わせて確保することであり、施設自体と行政サービスの内容を切り分けて整理することで、本当に必要な施設の絞り込みや不足している行政サービスの拠点づくり、名称によらず用途が重複する施設の集約化、稼働率が悪い施設の有効活用などの実現を目指します。そこで本市では「供給」の改善を実現するため、以下に「供給」に対する基本方針を定めます。

- I. 既存の公共施設を適正に利用すると共に、次世代に「供給」すべき施設を選定します。
- II. 施設の用途・機能のあり方や総量の増減など、時間軸を加えた「供給」目標を策定し実施します。
- III. 将来のまちづくりの観点とも整合性を図り施設の「供給」を行います。

## ( 3 ) 「財務」に対する考え方

「財務」に求められるマネジメントは、「品質」「供給」の改善を適宜実施する財源の確保になります。無駄な費用の発見と対応、適切な維持管理を実現する予算の確保、民間企業や市民との協力体制による施設の運用費の削減を目指します。そこで本市では「財務」の改善を実現するため、以下に「財務」に対する基本方針を定めます。

- I. 長期的な視点から必要な「品質」については財源を確保し、「財務」からの支援を計画的に行います。
- II. 効率的な「供給」目標の実現により、投資の選択と集中を行い「財務」負担の削減を行います。
- III. 持続可能な自治体経営のため、各種事業に伴う「財務」管理と健全化の強化を行います。

### 3. 本市の公共施設マネジメント理念

本市における公共施設の課題については、第3章のとおりであります。この課題の解決をするため、本市では公共施設において提供される行政サービスのあり方を見直すことを第一に考えます。

従来は、「行政サービスの充実＝公共施設数の充実」と捉えられがちでしたが、これからの行政サービスは、公共施設数の充実よりも、市民を意識した質の高いサービスの提供こそが重要です。そこで本市では、公共施設により提供される行政サービスを施設自体(ハコ)と分けて見直すことにより、行政サービスを改善しながらも公共施設の施設量(延床面積)の適正化を図り、結果としてコストの縮減を図ることを目指します。そのひとつの形として、ハコの改修や更新だけでなく、統廃合や売却等を含めた検討をする必要もあります。

### 4. 行政サービスを見直す3つの視点

公共施設を目的により区分せず、公として真に必要な行政サービスをより充実したものとするために施設の持つ機能を見直すことは、一見すると行政サービスの縮減に繋がると感じられるかもしれません。

しかし、公共施設の課題をこのまま放置することで、ある日唐突に公共施設を閉鎖する状況が発生したり、そこで提供していたサービスを中止すること、また、不慮の事故が発生する可能性も高くなるのが現段階で予測できるにも関わらず、その事実を見逃すわけにはいきません。そこで、市民と行政がこれらを共有するために、公共施設で提供している行政サービスを見直す上で、下記の3つの視点を持つことにします。

- ① 今ある施設を有効活用する視点を持つ(原則新たな機能を持った新たな施設はつくらない)
- ② 市民と情報を共有し、地域のコミュニティや市民活動を活性化する視点を持つ
- ③ 利用者市民と負担者市民の立場に立った視点を持つ

この原則により、将来公共施設に関連して負担せざるを得ない債務(ランニングコストやライフサイクルコスト)の縮減を目指すとともに、持つべき機能の改善による受益の拡充の実現を目指します。

### 5. 2つのマネジメント戦略

公共施設マネジメントを円滑に進めるために、マネジメントを段階的に推進・実施していくための準備や実施体制などを指す「入口戦略」と、一定の成果に結び付ける具体的な各種方策や行動などを指す「出口戦略」を明確にすることとします。

なお、本市が保有する全公共施設のうち、別途検討されている市営住宅や現体育館、小

規模建築物である公衆トイレ等を除く 105 施設を対象に、中長期的な保全計画・費用の算定や施設評価を実施し現状の施設状況を客観的に把握したうえで、今後マネジメントすべき施設の選定と戦略的な施設マネジメントを計画します。

## 6. 入口戦略の内容

公共施設マネジメントを段階的に推進・実施していくためには、準備や実施体制など公共施設マネジメントの「入口」における戦略(入口戦略)が不可欠です。入口戦略を明確にすることで、本基本計画の次の段階である実施計画や各個別計画の策定に不可欠な体制づくりが明確になります。

そこで本市における入口戦略を以下のとおり定めます。

### ( 1 ) 全庁的な体制と情報共有

本基本計画は企画財政部財政課が主導で策定していますが、今後、公共施設マネジメントを推進し、縦割り行政の弊害を無くし複数の部課に関係する施策を効率良く計画・運用するために、各部署を横断した事業展開を可能にする組織(部署等)の設置が必要なため検討していきます。また、設備・機械の管理については専門家への嘱託や施設の管理者による点検作業の義務化など、全庁的な取り組みとして実施します。

なお、施設の点検結果や評価結果など作業や成果については、庁内だけでなく、広く一般に公開することで施設マネジメントの「見える化」を順次進めます。

### ( 2 ) PPP・PFI 活用の検討

今後の公共施設マネジメントによって再整備が必要となった場合には、市民や大学等との積極的な共同作業によるマネジメント計画を立案することを前提にします。特に延床面積が 3,000m<sup>2</sup> を超える施設の建設・運用については、基本的に公民が連携して行政サービスの提供を行う PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ:官民連携もしくは公民連携)を活用し、PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ:公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した手法)などを検討することで、行政サービスの質の向上と財政負担の軽減を図ります。

ただし、施設の利用方法や立地環境に合わせて最適な運用手法の選定を行う必要があるため、必要に応じて検討委員会を設置するなどして、まずは PPP 導入の有無を適宜検討します。

また、民間施設の余剰空間の利活用についても連携することを検討します。

### ( 3 ) 広域連携の検討

施設単体ではなく地域全体で行政サービスの質の向上を目指すため、広域での利用が可能な施設については近隣自治体との相互利用や共同運用を積極的に進めます。特に他自治体に隣接している地域については、近隣自治体の施設も気軽に利用できるような連携を進めます。

なお現在、し尿処理・火葬場(愛北広域事務組合)、消防通信指令業務、農業共済組合については既に広域的な連携が行われており、さらにごみ焼却施設についての広域連携を推進するため、2市2町からなる協議会を設置しています。

## 7. 出口戦略の内容

公共施設マネジメントを成果(行政サービスの向上)に結び付けるためには、入口戦略と同様に「出口」における具体的な各種方策や行動の戦略(出口戦略)が必要となります。この出口戦略を明確にすることで、本基本計画の次の段階である実施計画や各個別計画の策定を迅速かつ着実に実施する体制が明確になります。

そこで本市における出口戦略を以下のとおり定めます。

### ( 1 ) 「供給」目標と計画期間

公共施設の「品質」は、現状よりも基本的に向上させることが前提になりますが、今後の人口や財政規模は縮小傾向にあることから、社会情勢や立地環境に応じて一部の行政サービスや公共施設の「供給」については縮小が求められます。

そこで本市では、「供給」の目標値の設定として、簡易評価により「用途廃止」と判定された施設量(延床面積)5%、さらに統廃合等による積極的な施設マネジメントが必要だと考えられる「利用検討」「更新検討」と判定された施設量(延床面積)の約半分の15%、それらの合計が20%に当たることから(P31 図3-10 参照)、平成27年度から数えて15年目の平成41年度末までに、全公共施設の施設量(延床面積)を20%削減することを目標に、適切かつ効率的な公共施設マネジメントを実施します。もちろん単なる「供給」の削減ではなく、施設の「品質」の向上を前提とした総量縮減をしていきます。

### ( 2 ) 長寿命化と安全確保・耐震化

本市が保有する公共施設のうち、次世代に引き継ぐものについては、目標使用年数として鉄筋コンクリート造建築物の標準耐用年数(「建設工事標準仕様書 JASS5鉄筋コンクリート工事」日本建築学会)である65年以上使用し続けることを前提に維持管理計画を策定し、施設の長寿命化を目指します。

なお、単なる長寿命化を目指すのではなく、施設自体の「品質」向上により利用者や使用者にとって快適かつ生産性の高い公共施設を目指し、計画的かつ迅速な修理や改修を行うこと、さらに安全性が求められる設備や屋根・外壁については基本的に 30～40 年程度経過した時点で、長寿命化改修として全面的な改修を実施することを前提にマネジメント計画を策定します。

ただし、残念ながら「品質」が確保できていない施設に対する無理な長寿命化は、修理や改修費用が割高になり、無駄な支出に繋がる可能性が高くなります。そこで社会情勢などの変化も踏まえ、本当に 65 年以上の使用が可能なのか公共施設毎に検討するため、長寿命化改修前に施設の性状調査(劣化・耐震調査等)を実施し、改修費用の削減と利用期間・活用方法の見直しをあわせて行います。

### ( 3 ) 定期点検・診断の実施

定期的な点検・診断は、施設の劣化や不具合の進行を最低限に留め、適切かつ迅速な修繕や改修を行い施設の「品質」を確保するために重要な作業です。しかし専門的な知識や技能が求められるため、本市の担当職員だけで全ての公共施設を確実に確認することや実施費用の捻出は、適切な修繕や改修の実施同様に難しい状況にあります。

そこで、限られた予算の中から必要な修繕や改修に当てられる費用を捻出できるように、法定点検(法律や条例などで資格や実施要項などが定められている点検)の実施と並行して、日常的な点検・診断については各施設の担当職員や管理者でも実施可能な点検・診断手法を確立し、定期的かつ確実に実施する体制を整えます。

そのため、現在の施設カルテや点検マニュアルなど点検・調査方法の見直し・整備を行います。

### ( 4 ) 「財務」負担の削減

本基本計画に従い、公共施設マネジメントを実現させるため、民間の施設運用手法を参考に、あまり有効活用が見込めない施設については統廃合や複合化、民間企業などへの賃貸や売却を含めた融通性の高いマネジメント計画を策定することで、施設量(延床面積)の縮減による経費縮小と、保有すべき施設の改修や更新費用の捻出を行います。また、民営化による施設の譲渡や地域団体などとの施設のあり方検討を通して、公共施設の管理・運営の委任・委託を積極的に進めます。

また、公共施設マネジメントの推進に特化した基金制度について、平成 27 年度中の設立を目指し準備を行います。

## 8. 施設毎に見たマネジメント

本市が保有する公共施設の実態把握と簡易評価、さらにマネジメントの基本的な考え方や理念などを踏まえ、今後優先的にマネジメントを進める対象施設を抽出しました。

なお、対象施設については、平成 27 年度以降に順次具体的なマネジメント内容を検討していきます。検討にあたっては、今後 15 年間(平成 42 年度まで)の「供給」目標である 20% 縮減を達成するため、対象施設については今後計画的に個別計画の策定に取り掛かることが求められます。そこで施設の特性やマネジメントの緊急性、市民生活への影響や調整期間を考慮し、マネジメントの実施時期の面から、5 年間毎に 3 つの期間を設定し分類しました。(表 5-1)

### ( 1 ) 主に地域に存在する施設について

#### I 既に計画がある施設、すぐに取り掛かるべき施設(5 年間)

##### ●高齢者活動センター・作業所(築 22～27 年)

現在は犬山・南部の高齢者活動センターと作業所 3 箇所(羽黒東部、前原、今井)を保有していますが、南部高齢者活動センターは借地、今井作業所は借家であり、全体として地域性もなく作業量も少ない状況にあります。

⇒犬山に集約し活性化を図り、跡地は返却を検討します。

##### ●公民館(築 30～51 年)

現在は 4 箇所(南部、犬山西、塔野地、善師野)を保有していますが、公民館法の規程により用途が制限されている部分もあり、有効利用が十分ではない状況です。また、利用者が固定している傾向が見られます。

⇒ 条例を改定し、公民館としての利用は廃止し、民間利用なども含めた有効活用を検討します。また、新たな市民ニーズに対応できる身近な施設となるよう検討します。

##### ●児童クラブ

現在は児童館(児童センター)を中心に 9 小学校区 16 クラブを実施しています。(学校内実施は 4 クラブ 25%)。なお、全国的に見ると、52%は学校内で実施されており、本市は少数派といえます。また今後、4 年生以上の児童についても受入れを拡大する予定があるため、現状のままでは場所の確保が困難になる可能性も考えられます。

⇒児童クラブ機能を学校敷地内で実施することを検討します。また将来的には、文部科学省が提唱する地域力を活かした「放課後児童教室」の活用も検討します。

#### II 施設の目的変更を伴うなど住民とのコンセンサスを得ながら進める施設(10 年間)

##### ●児童館(児童センター)(築 1～34 年)

現在は 10 小学校区のうち栗栖小学校区、今井小学校区、池野小学校区を除く 7 小学校

区で保有しています。しかし、午前中の利用は少なく、午後からの児童クラブとしての利用が中心で地域性も見られません。

⇒ 児童クラブを学校敷地で実施することを前提に、北部(犬山西)と南部(楽田)の 2 箇所への集約と活用の充実を検討します。

#### ●学習等供用施設(築 19～34 年)

現在は6箇所(楽田、城東、羽黒、犬山南、上野、丸山)を保有しています。公民館と同様に有効利用が十分でない状況です。また、利用者が固定している傾向が見られます。

⇒ 名称変更も含めた条例の見直しなど新たな市民ニーズに対応できる身近な施設となるよう検討します。

#### ●老人福祉センター・老人憩の家(築 20～35 年)

現在は午前中に「生きがいサロン」事業としての利用が中心になっているため、午後の利用は少ない状態です。また地域の集会場としての貸館機能のみの施設も存在し、利用者が固定化している傾向が見られます。

⇒ 市民に広く利用され、かつ効率化を図ることも可能な施設と判断されるため、機能の集約や、地元への譲渡も含めあり方を検討すると共に、新たな市民ニーズに対応できる身近な施設となるよう検討します。

#### ●出張所(築 31～35 年)

築 30 年以上経過しているため、修繕必要箇所が多くバリアフリー対応も不備な状態にあります。また、人口規模や他自治体と比較しても出張所を単体施設として 4 箇所(城東、羽黒、楽田、池野)保有していることは、標準を大きく上回っています。

⇒他の施設との複合化などによる施設量(延床面積)の削減、また跡地は原則売却を検討します。

### III 市民生活への影響が重大で慎重に協議を重ねる施設(15 年間)

#### ●子ども未来園(築 31～43 年)

現在は 13 園ありますが、職員を増やせない財務状況にあるなど保育の質の確保が課題です。また、既に子どもの数は減少している反面、未満児保育の増加など求められる質も変化してきています。さらに保育制度の改正により、ニーズ量によっては新規保育園として県からの事業認可を得ることも厳格化されています。

⇒ 事業としては持続を前提としますが、ニーズ量をとらえながら民営化などによる施設数の削減も視野に入れ、公の保育のあり方を検討します。

#### ●小学校(築 30 年～53 年)

地域の拠点施設であるため慎重な検討が必要ですが、施設量(延床面積)が他施設に比べて多い反面、将来的に児童数が減少することは避けられません。さらに一定以上の児童

数が確保できない場合は、様々な学習活動が制限され、教育の均質性の確保や児童の社会性が懸念されています。

⇒小学校の持つ学校としての機能の他、地域住民の活動拠点としての機能を重視し、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて)」(平成 27 年 1 月 27 日付文部科学省)も参考に学校機能の適正化を検討します。

## ( 2 ) 主に単独で存在する施設について

特定の地域ではなく、本市全体で活用する公共施設についても、マネジメントの実施期間を 3 つに分類し整理しました。

表 5-1 施設別マネジメント実施予定

	平成 32 年度まで (5 年間)	平成 37 年度まで (10 年間)	平成 42 年度まで (15 年間)
小学校区	I 既に計画がある施設、すぐに取り掛かるべき施設	II 施設の目的変更を伴うなど住民とのコンセンサスを得ながら進める施設	III 市民生活への影響が重大で慎重に協議を重ねる施設
犬山北	分庁舎 消防北出張所 福祉会館 保健センター 現体育館 しみんてい	フロイデ(犬山国際観光センター) 犬山幼稚園	
犬山南		西庁舎	消防本部
栗栖		野外活動センター	
城東	キルシェハイム(母子生活支援施設) さらさくら(市民健康館)	みどりの里(養護老人ホーム)	
羽黒		勤労青少年ホーム	
楽田	第 5 分団車庫		
※複数地域	高齢者活動センター・作業所 児童クラブ	老人福祉センター・老人憩の家 児童館・児童センター 公民館 学習等供用施設 出張所	子ども未来園 小学校 市営住宅

## ( 3 ) 施設毎のマネジメントを進める上での留意事項

施設毎のマネジメントを進める上では、下記の 5 つの事項に留意し、財政負担の削減を可能にする市民全員に対する行政サービスの品質体制を整えます。



## I 施設の複合化や統廃合は、効果の明確化とコスト等の効率化を必須とします

・管理者が複数課にまたがる施設は、管理業務が複雑になるため、複合施設については管理手法を並行して検討

・施設量(延床面積)の増加や、財源負担の悪化を招く複合化や統廃合は不可

・条例等による使い勝手や用途変更の制限を考慮

⇒ 建設費などの初期費用(イニシャルコスト)だけでなく、維持管理費なども含めた運用費用(ランニングコスト)の縮減を前提とした施設マネジメントを目指します。

## II 統合・廃止する施設の跡地は、売却等により公共施設マネジメントの財源とします

・売却益による資金により財政負担の軽減を実現するため、跡地は原則売却を検討

・都市計画法の制限等がある市街化調整区域内の施設の場合、売却可能性を十分に検討

⇒ 「供給」量削減の実現に向け、安易に保有し続けない。また、廃止する施設の売却により公共施設マネジメントの資金を極力生み出します。

## III 地域コミュニティの活動拠点を確保します

・調整会議の運営・実施などにより、公平な管理運営を前提に委託

・可能な場合は地元への譲渡も検討

⇒ 「供給」ではなく「品質」の問題として、地域コミュニティのニーズに対応します

## IV 避難所及び投票所の指定施設は、十分な検討を行うが絶対条件とはしません

・市民の日常的な施設利用を重視

⇒ 必要に応じて避難所や投票所の指定の変更も検討します。

## V 歴史的建造物(復原系3施設)は文化的価値と安全性確保を踏まえ別途検討します

・旧磯部家住宅と旧堀部家住宅は、伝統的建造物の観点から要検討

・小弓の庄は、まちづくりの観点から要検討

⇒安全性を確保しながら、その施設の持つ特性を考慮すべく今後検討します

## 9. 公共施設マネジメント～まちづくりへ～

今般の少子高齢化問題に鑑みると、本計画におけるマネジメントの対象に児童館や老人福祉センター・老人憩の家などが多く含まれることから、一見すると時代に逆行した内容だと思われるかもしれませんが、今回の計画策定で最も重要視したのは、中長期的な視点を持ちながら行政サービスのあり方を見直し、検証することでした。検証を進める中で多くの

施設が、時代の流れの中で、当初の目的や想定とは異なる利活用をされていることが分かってきました。これは、市民のニーズの変化に行政が対応しきれていないことが原因の一つであると考えられます。

具体的には、施設の利用目的において利用世代を限定するようなものであったり、そうでなくても施設の名称などから、そうしたことを連想させるようなものがあるなど、現状として施設の有効活用を妨げる要因の1つになっていると考えられます。こうした課題を解決するために、実質的に貸館を主体として利用をされている施設、もしくはそうした利用をすべき施設については、市民の各世代が区別なく利用できる新たな目的(世代間交流、生き生きとした生活創造、地域コミュニティ活動の充実など)の達成をサポートする施設へと生まれ変わらせていくことが本基本計画の重要なマネジメントの1つです。

こうしたマネジメントが展開できれば、将来にわたって市民が求めるニーズを効果的に提供することが可能となり、公共施設の有効活用(全体最適化)を現実化できるようになります。

最後に、将来世代も意識した市民全員の資産である公共施設を対象にしたマネジメントを実現することは、将来のまちづくりにとってなくてはならないものです。また、市民の主体的な活動や世代間交流の活性化が促進されることで、生き生きとした生活をする健康市民を増やしていくことに繋がります。

その結果、私たちのまち犬山市は、そこで暮らす市民はもとより、訪れる人たちからも魅力あるまちとして認められるようになるものと信じています。

## 第5章 参考資料

### 1. 施設リスト（評価一覧）

ID	施設名	所管	利用	簡易施設評価	早急対応	建物劣化度	建物管理度	運用費用度	設備管理度	立地環境度	施設活用度
1	犬山市役所 本庁舎	公用	窓口サービス	継続保全		A	A	C	A	A	B
1'	立体駐車場	公用	窓口サービス	利用検討	要	A	A	A	A	A	D
1''	犬山市役所 西庁舎	公用	窓口サービス	利用検討		A	C	A	C	A	X
2	北出張所	警察消防	特定	用途廃止	要	D	C	B	B	A	D
2'	犬山市役所 分庁舎	公用	窓口サービス	用途廃止	要	D	C	A	C	A	D
3	池野出張所	公用	窓口サービス	更新検討	要	A	B	D	A	B	C
4	羽黒出張所	公用	窓口サービス	利用検討	要	A	A	B	C	A	D
5	楽田出張所	公用	窓口サービス	更新検討		B	C	C	B	A	C
5'	第5分団車庫(楽田出張所内)	警察消防	倉庫通路等	継続保全		B	C	B	B	B	A
6	五郎丸子ども未来園	福利厚生	特定	利用検討		B	B	B	C	A	C
7	上木子ども未来園	福利厚生	特定	更新検討	要	B	C	D	A	A	C
8	城東子ども未来園	福利厚生	特定	継続保全		B	C	B	B	A	C
9	今井子ども未来園	福利厚生	特定	利用検討	要	B	B	B	C	B	D
10	羽黒子ども未来園	福利厚生	特定	更新検討	要	B	A	D	A	A	B
11	楽田子ども未来園	福利厚生	特定	更新検討	要	A	B	D	C	A	B
12	羽黒北子ども未来園	福利厚生	特定	更新検討	要	B	B	D	B	A	C
13	楽田西子ども未来園	福利厚生	特定	用途廃止	要	B	B	D	C	A	C
14	丸山子ども未来園	福利厚生	特定	用途廃止	要	B	A	D	C	B	C
15	城東第2子ども未来園	福利厚生	特定	用途廃止	要	B	C	C	A	A	D
16	羽黒南子ども未来園	福利厚生	特定	継続保全		B	C	B	C	A	A
17	楽田東子ども未来園	福利厚生	特定	継続保全		B	A	B	A	A	B
18	橋爪子ども未来園	福利厚生	特定	更新検討	要	B	A	D	A	A	C
19	城東児童センター	福利厚生	活動	継続保全		B	B	B	C	A	A
20	城東第2児童クラブ室	福利厚生	活動	更新検討	要	A	A	D	A	A	A
21	羽黒児童センター	福利厚生	活動	継続保全		B	C	A	A	A	A
22	犬山西児童センター	福利厚生	活動	継続保全		A	B	A	A	A	A
23	東児童センター	福利厚生	活動	継続保全		A	B	B	A	A	A
24	犬山南児童センター	福利厚生	活動	継続保全		A	A	B	A	A	A
25	楽田児童センター	福利厚生	活動	継続保全		A	A	A	A	A	A
26	キルシエハイム	福利厚生	特定	利用検討	要	A	B	B	B	A	D
27	こすもす園	福利厚生	特定	利用検討	要	A	B	B	A	B	D
28	養護老人ホーム	福利厚生	特定	利用検討	要	B	B	C	C	A	D
29	東部老人憩の家	福利厚生	活動	更新検討	要	C	D	A	A	B	B
29'	城東出張所	公用	窓口サービス	用途廃止	要	C	C	B	A	B	D
30	前原老人憩の家	福利厚生	活動	利用検討		A	A	A	C	A	C
31	羽黒東部老人憩の家	福利厚生	活動	利用検討	要	A	B	A	A	B	D
32	内田老人憩の家	福利厚生	活動	継続保全		A	B	A	C	B	B
33	五郎丸老人憩の家	福利厚生	活動	継続保全		A	B	A	A	A	C
34	犬山西老人憩の家	福利厚生	活動	利用検討	要	A	B	B	A	A	D
35	池野老人憩の家	福利厚生	活動	利用検討	要	A	A	A	A	A	D

36	南老人福祉センター	福利厚生	活動	利用検討	要	B	B	A	D	A	C
37	羽黒老人福祉センター	福利厚生	活動	用途廃止	要	D	C	A	C	A	D
38	楽田老人福祉センター	福利厚生	活動	利用検討	要	A	B	B	D	A	A
39	今井老人福祉センター	福利厚生	活動	継続保全		A	C	A	A	B	C
40	高齢者活動センター	福利厚生	特定	利用検討	要	A	C	A	A	A	D
41	南部高齢者活動センター	福利厚生	特定	用途廃止	要	A	D	A	D	A	D
42	犬山ふれあいプラザ	福利厚生	特定	利用検討	要	A	B	A	A	B	D
43	在宅介護支援センター	福利厚生	特定	継続保全		A	B	C	B	A	X
44	福祉会館	福利厚生	活動	更新検討		C	C	A	A	B	C
45	身体障害者活動センター ふれんど	福利厚生	特定	利用検討	要	A	B	C	A	C	D
46	心身障害者更生施設 いぶき	福利厚生	特定	継続保全		A	B	X	C	A	B
47	市民健康館	福利厚生	活動	更新検討	要	A	D	C	A	B	A
48	さくら工房	福利厚生	活動	更新検討	要	A	C	D	A	A	A
49	保健センター	福利厚生	窓口サービス	用途廃止	要	A	D	A	A	A	D
50	休日急病診療所	福利厚生	窓口サービス	利用検討	要	B	A	A	A	A	D
51	犬山市消防本部庁舎	警察消防	特定	継続保全		B	C	B	B	A	C
52	南出張所	警察消防	特定	継続保全		A	A	A	A	A	B
53	第1分団車庫	警察消防	倉庫通路等	継続保全		A	C	B	B	A	A
54	第2分団車庫	警察消防	倉庫通路等	継続保全		B	C	B	B	B	A
55	第3分団車庫	警察消防	倉庫通路等	継続保全		A	C	B	B	A	A
56	第4分団車庫	警察消防	倉庫通路等	更新検討	要	A	D	B	A	A	A
57	第6分団車庫	警察消防	倉庫通路等	継続保全		B	C	B	A	B	C
58	楽田地区学習等供用施設	その他	活動	継続保全		B	A	A	A	A	A
59	城東地区学習等供用施設	その他	活動	継続保全		A	B	B	A	A	B
60	羽黒地区学習等供用施設	その他	活動	利用検討	要	A	C	A	A	A	D
61	犬山南地区学習等供用施設	その他	活動	継続保全		A	B	A	A	A	A
62	上野地区学習等供用施設	その他	活動	継続保全		A	B	A	A	A	A
63	丸山地区学習等供用施設	その他	活動	継続保全		A	A	A	A	A	A
64	犬山西公民館	教育文化	活動	更新検討	要	D	B	A	B	A	A
65	善師野公民館	教育文化	活動	利用検討	要	A	B	A	A	B	D
66	塔野地公民館	教育文化	活動	継続保全		A	B	A	A	A	A
67	犬山市民文化会館	教育文化	活動	継続保全		A	C	A	A	A	C
68	南部公民館	教育文化	活動	更新検討	要	A	C	D	C	A	A
69	犬山市立図書館	教育文化	窓口サービス	継続保全		A	C	A	A	A	C
70	武道館	その他	活動	継続保全		A	B	A	A	B	A
71	勤労青少年ホーム	教育文化	活動	用途廃止	要	D	B	A	C	A	C
72	野外活動センター	その他	活動	利用検討		A	C	A	C	C	C
73	青塚古墳史跡公園ガイド施設	教育文化	窓口サービス	利用検討	要	A	A	A	A	A	D
74	中本町まちづくり拠点施設	その他	窓口サービス	継続保全		A	A	A	A	B	B
75	犬山市文化史料館(本館)	教育文化	窓口サービス	利用検討	要	A	A	C	C	B	D
76	余坂木戸口まちづくり拠点施設	その他	活動	継続保全		A	B	A	A	A	A
77	余坂木戸口まちづくり拠点施設別館	その他	倉庫通路等	利用検討	要	A	B	X	A	A	D
78	大手門まちづくり拠点施設	その他	活動	更新検討	要	D	B	B	A	B	B
79	楽田ふれあいセンター	その他	活動	継続保全		A	B	C	A	A	A
80	犬山国際観光センター	その他	活動	更新検討		A	C	C	C	A	A
81	犬山幼稚園	教育文化	特定	利用検討	要	A	B	C	D	A	C
82	犬山北小学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	B	A	A
83	犬山南小学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	C	A	A

84	城東小学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	A	A	C
85	今井小学校	教育文化	特定	利用検討	要	B	C	A	A	C	D
86	栗栖小学校	教育文化	特定	利用検討	要	B	C	A	A	C	D
87	羽黒小学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	A	A	B
88	楽田小学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	A	A	C
89	池野小学校	教育文化	特定	継続保全		B	A	A	B	B	B
90	東小学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	B	A	A
91	犬山西小学校	教育文化	特定	継続保全		A	C	A	B	A	B
92	犬山中学校	教育文化	特定	利用検討	要	B	C	A	D	A	A
93	城東中学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	A	A	B
94	南部中学校	教育文化	特定	継続保全		B	C	A	B	A	A
95	東部中学校	教育文化	特定	更新検討	要	A	D	A	B	B	A
96	犬山里山学センター	その他	活動	継続保全		A	A	A	B	C	B
97	アメニティ協会事務所	その他	特定	更新検討	要	D	C	C	A	A	X
98	旧磯部家住宅復原施設	教育文化	窓サービス	用途廃止	要	D	A	A	A	A	D
99	旧堀部家住宅	教育文化	窓サービス	更新検討	要	D	C	A	A	A	B
100	旧加茂郡銀行羽黒支店復原施設	その他	活動	用途廃止	要	D	B	A	A	A	D
101	犬山口市営住宅	建設交通	居住宿泊	方針が決定しているため 評価対象外							
102	営秋葉下住宅	建設交通	居住宿泊								
103	小弓ヶ丘市営住宅	建設交通	居住宿泊								
104	塔野地市営住宅	建設交通	居住宿泊								
105	薬師市営住宅	建設交通	居住宿泊								
106	中野市営住宅	建設交通	居住宿泊								
107	西北野市営住宅	建設交通	居住宿泊								
108	向米野市営住宅	建設交通	居住宿泊								
109	西ノ山市営住宅	建設交通	居住宿泊								
110	現体育館	教育文化	活動								
111	松本町集会場	福利厚生	活動								
112	天神町集会場	福利厚生	活動								

## 2. 公共施設等総合管理計画用チェックリスト

番号	項目	確認欄	該当箇所	備考
1	公共施設等全体を対象として計画を策定している	本基本計画ではインフラ除く	1.2(1)	
2	計画期間が10年以上となっている	あり	4.7(1)	
3	総人口や年代別人口についての今後の見通しについて記載がある	あり	2.2(1)	
4	全庁的な取り組み体制の構築及び情報管理・共有方策について記載がある	あり	4.6(1)	
5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方について記載がある	あり	4.1 他	
6	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に関わる中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等について記載がある	あり	2.2(2)他	
7	公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化などについて数値目標が設定されてある	あり	4.7(1)	
8	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針について記載がある	あり	4.1 他	
9	PPP/PFIの活用について検討がされている	あり	4.6.(2)	
10	隣接する市区町村との連携など広域的視野を持った検討がされている	あり	4.6.(3)	
11	点検・診断等の実施方針について記載がある	あり	4.7.(3)	
12	維持管理・修繕・更新等の実施方針について記載がある	あり	同上	
13	安全確保の実施方針について記載がある	あり	4.7.(2)	
14	耐震化の実施方針について記載がある	あり	同上	
15	長寿命化の実施方針について記載がある	あり	同上	
16	統合や廃止の推進方針について記載がある	あり	4.1 他	
17	総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針について記載がある	あり	4.6(1)	